

富士川水系河川整備計画
(変更原案)

【大臣管理区間】

令和●年●月

(当初 平成 18 年 9 月)

国土交通省 関東地方整備局

目 次

1. 富士川の概要

1.1. 富士川の流域及び河川の概要

1.2. 治水の沿革

1.3. 利水の沿革

1.4. 河川環境の沿革

2. 河川整備の現状と課題

2.1. 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題

2.2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

2.3. 河川環境の整備と保全に関する現状と課題

2.4. 河川維持管理の現状と課題

2.5. 近年の豪雨災害や地震災害等を踏まえた現状と課題

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1. 計画対象区間

3.2. 計画対象期間

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1. 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

4.2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

4.3. 河川環境の整備と保全に関する目標

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

5.1.1. 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.1.2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

5.1.3. 河川環境の整備と保全に関する事項

5.2. 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

5.2.2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

5.2.3. 河川環境の整備と保全に関する事項

1	6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項
2	6.1. 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策
3	6.2. 総合的な土砂管理
4	6.3. 地域住民、関係機関との連携・協働
5	6.4. 治水技術の伝承の取組
6	
7	
8	
9	附図 1 計画諸元表
10	附図 2 堤防断面形状図
11	附図 3 洪水対策等に関する施行の場所

1. 富士川の概要

1.1 富士川の流域及び河川の概要

富士川は、その源を山梨県北杜市と長野県諏訪郡富士見町境の鋸岳（標高 2,685m）に発し、途中多くの支川を合わせながら山間溪谷部を抜け、甲府盆地を南流し、盆地の南端山梨県西八代郡市川三郷町において笛吹川を合わせて再び山間溪谷部に入り、静岡県富士市と静岡市の境において駿河湾に注ぐ、幹川流路延長約 128km、流域面積約 3,990km²の一級河川である。

その流域は長野県、山梨県及び静岡県の 3 県にまたがり、山梨県甲府市や静岡県富士市などを含む 23 市町村からなり、調査基準年（令和 2 年（2020 年））における流域内市町村人口は約 106 万人であり、平成 17 年（2005 年）の約 115 万人と比較すると、減少しているが、中部横断自動車道の開通などによる流域内の開発・発展に伴い、洪水想定氾濫区域内人口は増加が見られる。また、高齢化率は、昭和 55 年（1980 年）の約 7%から、令和 2 年（2020 年）には約 30%と大きく増加している。

令和 3 年（2021 年）における流域の土地利用は、山林が約 76%、水田及び果樹園等の農地が約 12%、宅地等市街地が約 10%となっている。

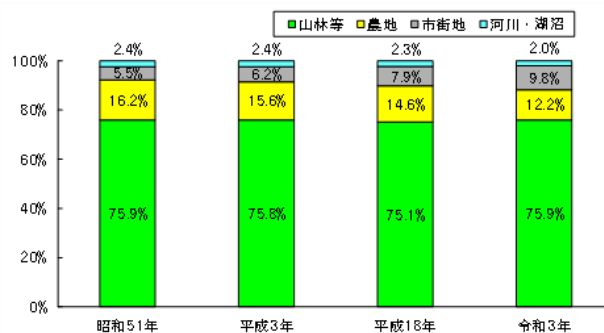


図 1 富士川流域の土地利用状況

（国土数値情報「土地利用細分メッシュ」より算出）

富士川と周囲の山々が醸し出す風情は、急流と清流が相まって、優れた景観美を造り、その流れは県内外の人々に憩いと安らぎを与え、広く愛されている。

富士川は、江戸時代から、米、塩を中心とする物資を運ぶため、また人々の交通手段として舟運が盛んに行われ、甲斐と駿河を結ぶ要路をなしてきた。

さらに、急峻な地形を生かして明治時代後半からは水力発電による水利用も活発になされるなど、山梨県及び静岡県の中東部地区における社会、経済、文化の基盤を形成する重要な河川である。

また、現在、建設が進められているリニア中央新幹線のほか、東名高速道路、中央自動車道、中部横断自動車道、東海道新幹線など首都圏と関西方面を結ぶ幹線交通機関は、全て富士川を渡河しており、国土の基幹をなす交通の要衝となっている。

このように、山梨県及び静岡県の中東部地区における社会、経済、文化の基盤をなしており、富士川水系の治水、利水、環境についての意義は極めて大きい。

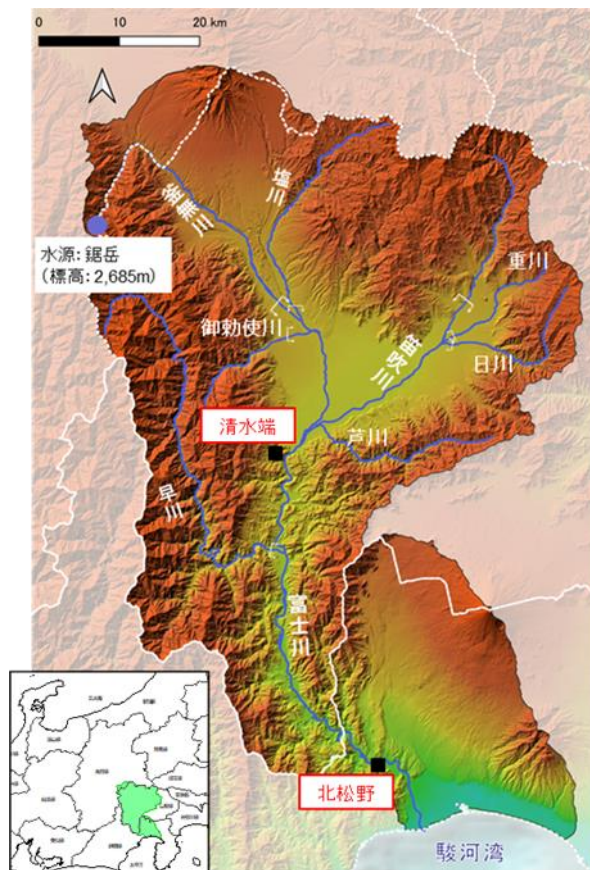


図 2 富士川流域図

富士川流域の河道は、出水時の攪乱など土砂移動が活発なこと等により、良好な礫河原を呈していることが特徴となっているが、源流周辺の上流部では 3,000m 級の急峻な山々に囲まれており、日本を代表する急流河川となっている。

甲府盆地周辺の南アルプスや八ヶ岳・秩父山地を擁する上流部は、本川や笛吹川をはじめとする支川などによる扇状地が発達するとともに、土砂生産・流出による河床上昇に合わせた、堤防整備を実施したことによる天井川が形成され、堤内地には市街地が発展している。

また、笛吹川など数多くの川が甲府盆地の南端において富士川に合流した後、急峻な山地の間を縫うように蛇行を繰り返しながら途中早川を合わせ流下しており、沿川の限られた平地に宅地や農地が集中している。

富士川は日本三大急流河川の一つに数えられ、富士川上流部において河床勾配が 1/100～1/700、中流部 1/200～1/700、下流部においても 1/300～1/400 となっている。

また、笛吹川と合流する地点より上流の富士川は、淵のことを地域では釜と呼んでおり、その釜がないことから、釜無川と呼ばれるようになったと言われ、地域に親しまれている。

富士山を一望できる下流部では、再び扇状地が発達した所に市街地が発展している。河口部の駿河湾は、水深 1,000m 以上の深海が沿岸部まで及ぶ急深な海底地形であり、海底勾配が急で高波が発生しやすく、かつ湾口が南に広く太平洋に面して外洋の影響を直接受けやすくなっている。

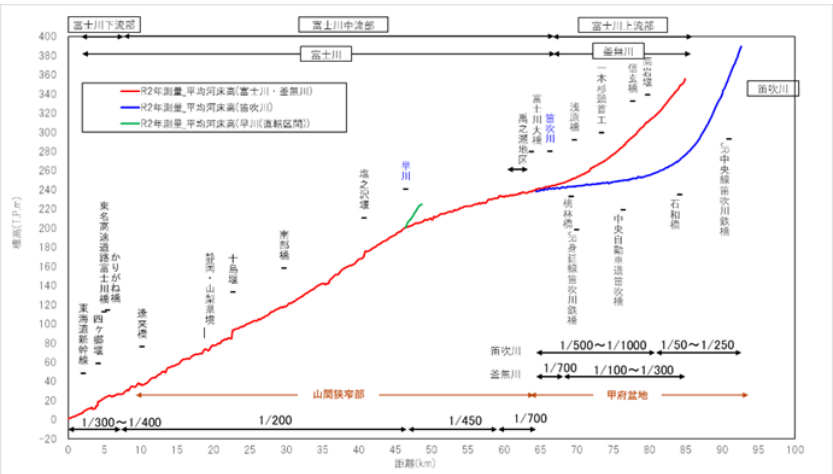


図 3 富士川の河床勾配

富士川流域の地質は、流域の西側に日本列島を東西に分断する大断層帯糸魚川—静岡構造
線が走っているため、極めてもろい地質構造になっており、崩壊地が多く、豪雨とともに崩
壊土砂が河道に流出し、比較的流れが緩やかな所に堆積している。

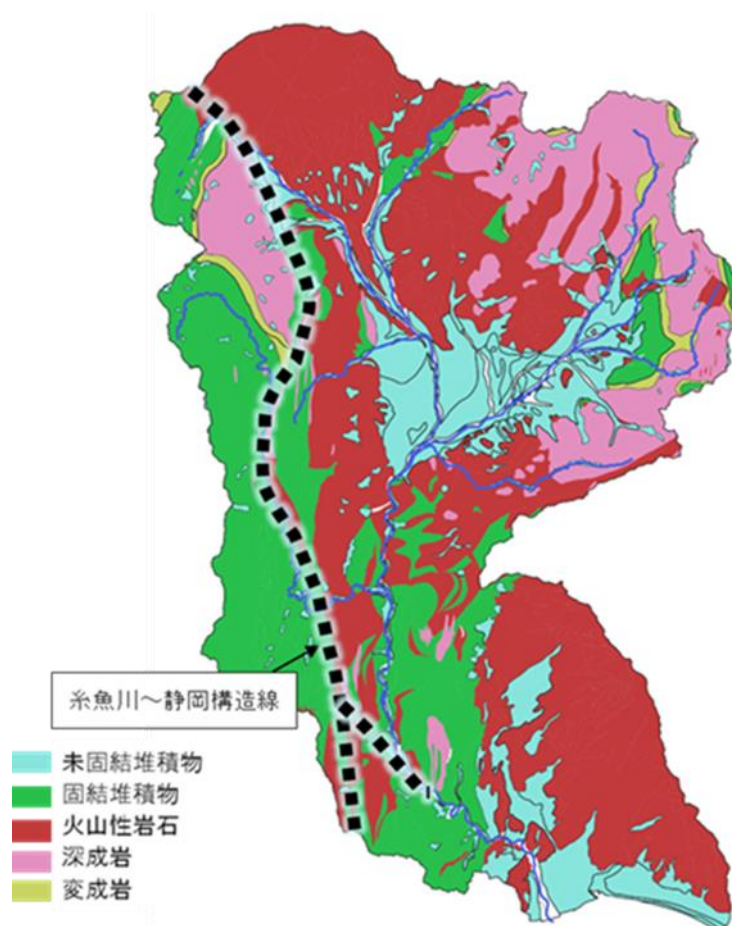


図 4 富士川流域の地質

流域の気候は、太平洋側気候に属しており、上流域の山岳地域から下流域の海岸地域まで
多様な気候特性を持っている。富士川の上流域の平均年降水量は約 1,200mm、中流域の平
均年降水量は約 1,600mm となっており、日本の平均年降水量である約 1,700mm と比較す
ると少なく、下流部の平均年降水量は約 2,200mm であり、温暖多雨の気候となっている。

流域の自然環境は、源流から、笛吹川が合流する地点に設置されている富士川大橋（山梨
県南巨摩郡富士川町及び西八代都市川三郷町）までの富士川上流部（以下、「釜無川」と呼称
する。）は南アルプス国立公園や八ヶ岳中信高原国定公園に指定され、急峻な山々には、コナ
ラ等の自然植生が残され、数多くの川は、四季折々の山岳溪谷美に富んだ清流となって、岩

1 肌を削りながら流下している。清流の礫質河床を産卵場とするカワヨシノボリ、アユ、ウグ
2 イ等の魚類が生息・繁殖し、河原ではコマツナギが生育・繁殖しており、ミヤマシジミの食
3 草となっているほか、カワラヨモギ等の植物が生育・繁殖している。

4 富士川大橋から雁堤（静岡県富士市）上流までの中流部は岩肌と川面が織りなす自然豊
5 かな景観となっている。連続する瀬や淵には、瀬を産卵場とするアユ等の魚類が生息・繁殖
6 し、しばしば大型アユも確認されるほか、崖に巣を作るカワセミ等の鳥類が多く生息・繁殖
7 している。

8 雁堤上流から河口までの下流部は、約 2,000m の広大な川幅を有し、低水路部は多列砂州
9 を形成し、砂礫地やハマゴウ等の植物が生育・繁殖する海浜性砂丘、干潟や湿地等の多様な
10 環境が見られ、そこには、砂礫地を繁殖場として利用するコアジサシ、干潟を餌場とするシ
11 ギ、チドリ、水際の樹林地を集団分布地、越冬地として利用するカモ類等、多くの鳥類が生
12 息・繁殖するほか、干潟や湿地にはヨシなどの植物が群生している。また、魚類ではニホン
13 ウナギ、カマキリ（アユカケ）などの回遊性魚類が生息・繁殖している。

14 支川である笛吹川の岩手橋（山梨県山梨市）から蛍見橋（山梨県笛吹市）までの笛吹川上
15 流部は、河床勾配が 1/50～1/250 と急勾配で、交互砂州が発達し、水際にはミゾコウジュ等
16 の植物が生育・繁殖し、水域に連続する瀬や淵にはカワヨシノボリ等の魚類が生息・繁殖し
17 ている。また、礫河原にはイカルチドリ等の鳥類が生息・繁殖している。さらに、水際から
18 河原にかけてはオギ、ツルヨシ等の植物が繁茂している。

19 蛍見橋から富士川合流点までの笛吹川下流部は、甲府盆地内を流下し、河床勾配は笛吹川
20 上流部と比べて緩勾配の 1/500～1/1,000 となっている。その水域は、ガン・カモ類等の鳥類
21 の集団越冬地となるとともに、ワンド・たまりではミナミメダカ等の魚類が生息・繁殖して
22 いる。また、礫河原には、イカルチドリ等の鳥類が生息・繁殖している。

23 なお、特定外来生物であるオオクチバス等の魚類や、オオキンケイギク等の植物、ガビチ
24 ョウ、ソウシチョウ等の鳥類や外来植物であるハリエンジュやシナダレスズメガヤ等の植物
25 の生息・生育・繁殖が確認され、在来生物への影響が懸念されている。

富士川は、万葉集に詠まれるなど、人とのかかわりが古くから記され、平家物語には富士川合戦の様子も記されている。江戸時代には、漁夫が投網をしている様子が葛飾北斎の浮世絵「富嶽三十六景」にも描かれている。また、平安時代から始まり、武田信玄の時代には盛大に举行された「おみゆきさん」は、一宮浅間神社（いちのみやせんげんじんじや 笛吹市）、二宮美和神社（ふえふきし にのみや みわ じんじや 笛吹市）、三宮玉諸神社（たまもろじんじや 甲府市）から三社神社（さんじやじんじや 甲斐市）まで御輿を運び、堤防を踏み固める動作で練り歩くものであるが、現在も毎年4月15日に行われている。一方、中下流部の山梨県南巨摩郡南部町でも江戸時代から続く川供養の火祭りが行われ、夏の風物詩となっている。

日本を代表する急流河川の富士川は、古くから水害に悩まされ、武田信玄が甲府盆地を水害から守るため築いたとされる信玄堤（しんげんづつみ）や万力林（まんりきばやし）などの霞堤（かすみでい）や水害防備保安林等による独自の治水工法が施されてきた。また、下流部においても、江戸時代の代官である古郡氏（ふるごおり）が三代にわたって完成させた雁堤がある。これらの施設は、現在においても、治水機能を発揮している。このように、富士川は、流域の歴史、文化に深くかかわっている。

富士川流域関連市町村内の産業別人口構成は、第一次産業が減少し、第三次産業が増加する傾向が見られるが、上・中・下流では異なる産業構成を呈している。

まず、上流の長野県では、電機、飲料、機械産業が営まれているとともに、高原野菜の生産も盛んである。

上流から中流域にあたる山梨県では、古くから果樹栽培が盛んで、観光と一体となったブドウ、モモ等の果樹園が多く存在し、全国でも有数の生産高を誇っている。また、伝統産業である水晶や硯、印章、印伝などの加工が受け継がれているほか、近年では電子、エレクトロニクス、家電製品の製造等も盛んになっている。

下流の静岡県では、紙・パルプ産業が盛んで、さらに医療品や金属加工、工作機械、にじます養殖などの産業が盛んである。また、ミネラルウォーターの生産量は山梨県が1位、静岡県が2位で富士川流域が全体の約半分を占めている。

表 1 流域関連市町村内産業別人口構成表（令和 2 年（2020 年））
（単位：人）

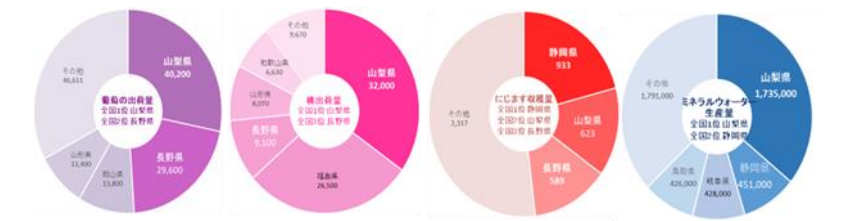
県		第一次産業	第二次産業	第三次産業	計
長野		3, 225	3, 660	6, 870	13, 755
山梨		27, 452	92, 642	231, 061	351, 155
静岡		12, 827	169, 994	311, 042	493, 863
計	実数	43, 504	266, 296	548, 973	858, 773
	割合（%）	5. 1	31. 0	63. 9	100. 0

（出典：国勢調査報告から算出）

表 2 流域関連市町村内産業別人口構成表（平成 17 年（2005 年））
（単位：人）

県		第一次産業	第二次産業	第三次産業	計
長野		4, 116	4, 491	6, 651	15, 258
山梨		36, 384	104, 340	217, 043	357, 767
静岡		16, 105	178, 145	300, 265	494, 515
計	実数	56, 605	286, 976	523, 959	867, 540
	割合（%）	6. 5	33. 1	60. 4	100. 0

（出典：国勢調査報告から算出）



単位 桃、葡萄、にじます：t ミネラルウォーター：KL

出典：令和 5 年度農林水産省統計情報（桃、葡萄、にじます）

出典：令和 5 年日本ミネラルウォーター協会 統計資料（ミネラルウォーター）

図 5 流域関連市町村の主な産業

1.2 治水の沿革

富士川の近代的な治水事業は、明治 40 年（1907 年）、明治 43 年（1910 年）の洪水により、清水端^{しみずばた}及び松岡^{まつおか}を基準地点とし、計画高水流量をそれぞれ 5,600m³/s 及び 9,800m³/s とする富士川改修計画を大正 9 年（1920 年）に策定し、大正 10 年（1921 年）から直轄事業として工事に着手し、富士川下流部、上流部及び笛吹川において、河道掘削、築堤、護岸等の工事に着手した。さらに、昭和 33 年（1958 年）からは富士川中流部においても築堤、護岸等の工事に着手した。

昭和 39 年（1964 年）の新河川法施行に伴い、大正 9 年（1920 年）の富士川改修計画を踏襲し、昭和 41 年（1966 年）に富士川水系工事実施基本計画を策定した。

その後、昭和 34 年（1959 年）8 月洪水等の被害や流域の開発等を鑑み、基準地点である清水端及び北松野^{きたまつの}における基本高水のピーク流量をそれぞれ 8,800m³/s 及び 16,600m³/s とし、これを計画高水流量として昭和 49 年（1974 年）に工事実施基本計画を改定した。さらに、静岡県が施工した沼川水系支川潤井川^{ぬまかわ うる い がわ}から富士川への分流を行う星山放水路^{ほしやまほうすいろ}の完成に伴い昭和 49 年（1974 年）に沼川水系を富士川水系に編入した。

昭和 57 年（1982 年）8 月台風第 10 号による洪水では、堤防の洗掘、内水地区の湛水、無堤地区での浸水等に加え、局所洗掘により東海道本線富士川鉄橋等橋梁の流失も発生した。また崩壊土砂が河道に流出し著しく堆積した。

平成 9 年（1997 年）の河川法改正に伴い、平成 15 年（2003 年）2 月に策定した富士川水系河川整備基本方針では、基本高水のピーク流量、計画高水流量を、基準地点清水端及び北松野においてそれぞれ 8,800m³/s 及び 16,600m³/s とした。

また、平成 18 年（2006 年）9 月には富士川水系河川整備計画（大臣管理区間）を策定し、整備計画の目標流量は戦後最大規模の洪水（富士川、釜無川については昭和 57 年（1982 年）8 月洪水、笛吹川については昭和 34 年（1959 年）8 月洪水）を安全に流下することとし、基準地点清水端及び北松野においてそれぞれ 6,800m³/s 及び 14,300m³/s とした。

さらに、令和 7 年（2025 年）3 月に気候変動を踏まえて富士川水系河川整備基本方針を
変更し、将来予測される降雨量の増加等を考慮した結果、基本高水のピーク流量及び計画高
水流量ともに基準地点清水端で 10,200m³/s、北松野で 21,500m³/s とした。

富士川の主要な事業としては、釜無川と笛吹川の合流方式の改築を行うため、両河川の間
に背割堤^{せわりてい}を設け、合流点を従来よりも約 2.7 km 下流に下げるとともに築堤・護岸等の工事に
大正 9 年（1920 年）から実施し、昭和 5 年（1930 年）に完成した。

甲府盆地唯一の水の出口である禹之瀬地区^{うのせちく}（山梨県南巨摩郡富士川町及び山梨県西八代郡
市川三郷町）は、これまでも洪水のたびに浸水被害になやまされてきた。

昭和 57 年（1982 年）8 月台風第 10 号や台風第 18 号による禹之瀬地区及び上流域を中心
とした浸水被害を受けたことから、禹之瀬地区の川幅を広げることにより禹之瀬地区及びそ
の上流域での洪水時の水位低下を図る禹之瀬地区河道整正事業を昭和 62 年（1987 年）から
実施し、平成 7 年（1995 年）に完成した。さらに、禹之瀬地区の上流に位置する地盤高が
低い船場・白子地区^{ふなば しらか}（現山梨県山梨県南巨摩郡富士川町）の堤内地盤を嵩上げすることによ
り洪水被害の解消を図った。

他にも甲府盆地の南部に位置し、大小 30 以上の河川が複雑に合流し、天井河川と低地河
川が交差する全国でも特異な地域である増穂地区^{ますほちく}（山梨県南巨摩郡富士川町）において、沿
川地区の都市化の進展を踏まえた、山梨県の流入支川の計画流量の見直しに合わせて、富士
川右岸堤の引堤により流下能力の向上を図る工事を平成 10 年（1998 年）から平成 13 年
（2001 年）に実施した。

なお、下流では昭和 34 年（1959 年）の伊勢湾台風^{いせわん}、昭和 41 年（1966 年）の台風第 26
号により大きな被害を受けたことから、昭和 55 年（1980 年）から平成 10 年（1998 年）に
かけて、高潮堤防を整備した。

富士川流域における過去の主な洪水は以下の通りである。

(1) 明治 40 年（1907 年）8 月洪水

明治 40 年（1907 年）8 月洪水は、台風によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 2 日雨量 261mm を記録し、清水端地点の流量は約 9,000m³/s と推定される。

この洪水により、堤防決壊・破損が約 125km に及び、山梨県内では死者 115 人、家屋の全壊・半壊・流失 9,597 戸の被害が発生した。

(2) 明治 43 年（1910 年）8 月洪水

明治 43 年（1910 年）8 月洪水は、台風によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 2 日雨量 248mm を記録した。

この洪水により、釜無川・笛吹川・^{あし}芦川の合流点等の複数地点で堤防決壊し、山梨県内では床上浸水 1,795 戸、床下浸水 1,572 戸の被害が発生した。

(3) 昭和 22 年（1947 年）9 月洪水

昭和 22 年（1947 年）9 月洪水（カスリーン台風）は、清水端地点上流域における流域平均 2 日雨量 292mm を記録した。

この洪水により、山梨県内では死者 13 人、道路や橋梁の被災が発生した。

(4) 昭和 34 年（1959 年）8 月洪水

昭和 34 年（1959 年）8 月洪水は、台風第 7 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 135mm、清水端地点では計画高水位程度の水位であり、流量は 5,800m³/s を記録した。

この洪水により、山崩の土砂と流木が一挙に河川に流れ込み、^{にらきし}韮崎市や山梨市等数か所で堤防決壊や護岸欠損し、山梨県内では死傷者 851 人、家屋の全壊・半壊・流失 6,536 戸の被害が発生した。



写真 1 笛吹川左岸決壊

(5) 昭和 41 年（1966 年）9 月洪水

昭和 41 年（1966 年）9 月洪水は、台風第 26 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 87mm、清水端地点の流量は 3,200m³/s を記録した。

この洪水により、数か所で堤防決壊し、山梨県内では死傷者 224 人、流域全体で、家屋の全壊 122 戸、床上浸水 1,676 戸、床下浸水 4,714 戸の被害が発生した。

(6) 昭和 57 年（1982 年）8 月洪水

昭和 57 年（1982 年）8 月洪水は、台風第 10 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 151mm、清水端地点の流量は約 6,800m³/s を記録した。

この洪水により、山梨県内では死傷者 35 人、流域全体で、家屋の全壊・半壊・流失 46 戸、床上浸水 523 戸、床下浸水 632 戸の被害が発生した。



写真 2 昭和 57 年（1982 年）堤防侵食の様子



写真 3 昭和 57 年（1982 年）洪水 JR 富士川鉄橋の落橋

(7) 昭和 58 年（1983 年）8 月洪水

昭和 58 年（1983 年）8 月洪水は、台風第 5 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 112mm、清水端地点の流量は $3,500\text{m}^3/\text{s}$ を記録した。

この洪水により、山梨県内では死傷者 24 人、流域全体で、床上浸水 142 戸、床下浸水 1,762 戸の被害が発生した。

(8) 平成 3 年（1991 年）9 月洪水

平成 3 年（1991 年）9 月洪水は、台風第 18 号と台風の影響を受けた秋雨前線によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 125mm、清水端地点の流量は $3,800\text{m}^3/\text{s}$ を記録した。

この洪水により、山梨県内では死傷者 3 人、流域全体で、床上浸水 103 戸、床下浸水 694 戸の被害が発生した。

(9) 平成 23 年（2011 年）9 月洪水

平成 23 年（2011 年）9 月洪水は、台風第 15 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 126mm、清水端地点の流量は $4,100\text{m}^3/\text{s}$ を記録した。

この洪水により、釜無川や笛吹川において河岸侵食が発生した。



写真 4 笛吹川 小石和地先

(10) 平成 29 年（2017 年）10 月洪水

平成 29 年（2017 年）10 月洪水は、台風第 21 号によるものであり、清水端地点上流域における流域平均 12 時間雨量 93mm、清水端地点の流量は $3,300\text{m}^3/\text{s}$ を記録したが、この洪水による流域内での被害は発生しなかったが、富士川において、護岸の崩落・流出が発生した。



写真 5 富士川 西島地先

1 (11) 令和元年（2019 年）10 月洪水

2 令和元年（2019 年）10 月洪水は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）により、清水端上
3 流域における流域平均 12 時間雨量 181mm、清水端地点の流量は 4,100m³/s を記録し、富士
4 川にも大きな降雨をもたらした。



14 写真 6 釜無川 下條東割地先

1

表 3 富士川の主な洪水と被害

洪水 年月日	原因	流域平均 2日雨量(mm)		流域平均 12時間雨量(mm)		実績最大流量(m ³ /s)		被害状況
		清水端	北松野	清水端	北松野	清水端	北松野	
M40.8.22	台風	261	287			—	—	〔山梨県内〕 死者 115 人、傷害 148 人家屋全壊・半壊・破損・流失 9597 戸、床上浸水 10207 戸、床下浸水 4249 戸、堤防決壊・破損約 125km、道路流出 及び 埋没・破損約 441km、田畑の流出埋没、浸水、冠水 712 町歩
M43.8.9	台風	248	296			—	—	〔山梨県内〕 御嶽崩壊による 10 人を超える死者、床上浸水 1795 戸、床下浸水 1572 戸、韭崎（釜無川）、日下部及び石和（笛吹川）、釜無川・笛吹川・芦川の合流点付近の堤防決壊
S10.8.29	台風	85	108			—	—	〔山梨県内〕 死者行方不明 44 名、傷害 26 名、家屋流出 68 戸、床上浸水 1146 戸、田畑の流出埋没、浸水、冠水、 4786 町歩
S22.9.14	台風第 9 号	292	325			—	—	〔山梨県内〕 死者 13 名、道路・橋被災
S34.8.11	台風第 7 号	254	302	135	171	5,800	9,800	〔山梨県内〕 死傷者 851 名、行方不明 33 名、家屋全壊・半壊・流出 6536 戸、家屋浸水 14495 戸、山梨市、韭崎市他数力所において決壊
S36.6.26	梅雨前線	260	308	128	131	3,200	6,800	〔山梨県内〕 死傷者 10 名、行方不明 1 名 〔全流域内〕 家屋全壊流出 12 戸、半壊 13 戸、床上浸水 391 戸、床下浸水 3227 戸、浸水面積 3995ha
S41.9.23	台風第 26 号	156	193	87	106	3,200	5,400	〔山梨県内〕 死傷者 224 名、行方不明 82 名 〔全流域内〕 家屋全壊 122 戸、床上浸水 1676 戸、床下浸水 4714 戸、農地浸水 1717ha、宅地その他浸水 2117ha
S47.9.14	台風第 20 号	156	213	81	112	2,500	4,100	〔山梨県内〕 死傷者 18 名 〔全流域内〕 家屋全壊流出 1 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 62 戸、農地浸水 375ha、宅地その他浸水 2ha
S54.10.17	台風第 20 号	127	176	91	134	2,000	8,800	〔山梨県内〕 負傷者 4 名 〔全流域内〕 家屋全壊流出 7 戸、半壊 19 戸、床上浸水 1092 戸、床下浸水 2208 戸、農地浸水 182ha、宅地その他浸水 366ha
S57.8.2	台風第 10 号	283	341	151	187	6,800	14,300	〔山梨県内〕 死者 7 名、負傷者 28 名 〔全流域内〕 家屋全壊流出 26 戸、半壊 20 戸、床上浸水 523 戸、床下浸水 632 戸、農地浸水 4113ha、宅地その他浸水 164ha
S58.8.14	台風第 5 号 台風第 6 号	314	362	112	124	3,500	8,900	〔山梨県内〕 死者 2 名、傷害 22 名 〔全流域内〕 家屋全壊流出 1 戸、半壊 5 戸、床上浸水 142 戸、床下浸水 1791 戸、農地浸水 1367ha、宅地その他浸水 181ha
S60.6.28	台風第 6 号	159	207	93	124	3,100	9,200	〔山梨県内〕 死者 1 名、負傷者 2 名 〔全流域内〕 家屋全壊流出 1 戸、半壊 1 戸、床上浸水 37 戸、床下浸水 135 戸、農地浸水 121ha、宅地その他浸水 25ha
H3.9.17	台風第 18 号 秋雨前線	163	215	125	180	3,800	12,500	〔山梨県内〕 死者 1 名、負傷者 2 名 〔全流域内〕 家屋全壊流出 2 戸、床上浸水 103 戸、床下浸水 694 戸、農地浸水 402ha、宅地その他浸水 56ha
H10.9.13	台風第 5 号	169	204	155	189	2,900	7,400	〔山梨県内〕 死者・傷害 0 名 〔全流域内〕 床上浸水 35 戸、床下浸水 147 戸、農地浸水 54ha
H12.9.9	秋雨豪雨	191	228	123	141	2,900	7,300	〔山梨県内〕 死者・傷害 0 名 〔全流域内〕 家屋全壊流出 1 戸、半壊 5 戸、床上浸水 203 戸、床下浸水 661 戸、農地浸水 51ha
H13.9.8	台風第 15 号	218	250	94	114	2,300	4,700	〔山梨県内〕 死者・傷害 0 名 〔全流域内〕 床上浸水 2 戸、床下浸水 5 戸
H23.9.19	台風第 15 号	188	257	126	176	4,100	10,700	〔山梨県内〕 死者・傷害 0 名 〔全流域内〕 堤防・護岸被災 3 箇所、天然護岸被災箇所 3 箇所
H29.10.20	台風第 21 号	175	213	93	113	3,300	6,600	〔山梨県内〕 死者・傷害 0 名 〔全流域内〕 堤防・護岸被災 2 箇所
R1.10.10	台風第 19 号	262	316	181	223	4,100	11,200	〔山梨県内〕 死者・傷害 0 名 〔全流域内〕 堤防・護岸被災 3 箇所、天然護岸被災 14 箇所

2

3

4

5

6

7

8

1.3 利水の沿革

富士川水系における水利用については、砂礫土壌の扇状地であるため河川水が伏流しやすく、常に深刻な水不足となっていた。そのため古くから独特の用水慣行が生まれ、戦国時代には武田信玄が御勅使川^{みだいがわ}の扇状地上の荒地に用水を引いたという歴史もある。

また、金川^{かねかわ}（御坂町^{みさかちょう}（現笛吹市）付近）においては、かんがい用水の絶対量不足から水争いが絶えず、時水制度や分水制度などの習俗が生まれ、茅ヶ岳山麓^{かやがだけ}の明野村^{あけのむら}（現北杜市）においては、地形的に涸沢が多く、伏流水の湧出もごくわずかで、土壌は厚い火山性のローム層に覆われ、湧泉もないため水飢饉常習地帯であった。

江戸時代（1600 年代）になり新田開発が盛んになると用水堰が次々と切り開かれた。現在の韮崎市田野町の釜無川右岸には御勅使川扇状地の用水不足解消を目的とする徳島堰^{とくじまぜき}が切り開かれ、塩川流域^{しおかわ}の茅ヶ岳山麓では塩川の水により茅ヶ岳山麓の原野を潤すため血と汗の大工事により長い年月をかけて浅尾堰^{あさおせぎ}、穂坂堰^{ほさかせぎ}、両村堰^{りょうむらせぎ}、上神取堰^{かみかんどりせぎ}、楯無堰^{たてなしせぎ}等が切り開かれ、後に浅尾堰と穂坂堰が直結されて朝穂堰^{あさほせぎ}が生まれた。

明治後期になると富士川中流域では急峻な地形を利用して、明治 33 年（1900 年）に運用を開始した東京電力株式会社の芦川第一発電所を初めとして、水力発電による水利用が実施された。

富士川の利水は、農業用水及び発電用水が主で水道用水、工業用水は大半を地下水に依存している。

富士川水系における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、平成 15 年（2003 年）の河川整備基本方針策定時には、河川及び流域に関する水循環機構の実態を明らかにして決定するとしていたが、令和 7 年（2025 年）の河川整備基本方針変更時に、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護、漁業、水質、景観等を考慮し、清水端地点において、かんがい期に概ね 22m³/s、非かんがい期に概ね 13 m³/s と定めた。（かんがい期は 4 月から 10 月、非かんがい期は 11 月から 3 月とする）

近年の渇水の状況としては、昭和 62 年（1987 年）、平成 2 年（1990 年）、平成 6 年（1994 年）、平成 8 年（1996 年）、平成 25 年（2013 年）に瀬切れが発生しており、甲府盆地の各地の井戸枯れなど利水へも影響があった。

取水源の枯渇は、井戸取水によるものがほとんどであり、被害は飲料水の断水、制限等が主であり対策としては工業用水の取水制限要請などの緊急対策と、取水源確保として自家井戸から簡易水道への切り替えといった地下水確保対策が主となっている。

一方、河川水量の枯渇による障害は、瀬切れによる魚のへい死が報告されている。特に、平成 2 年（1990 年）釜無川での瀬切れにおいては、数万匹の川魚が酸欠や水温上昇が原因で大量死し、生態系等への影響が懸念された。

1.4 河川環境の沿革

富士川は多量の土砂生産を伴う脆弱な山地を擁するとともに大臣管理区間の平均河床勾配が 1/240 と急流河川であることから土砂の堆積や洗掘が著しく、滲筋が変動しやすい砂礫河道が河口まで連なっており、河道に生育する植生は洪水による流失と回復及び繁茂を繰り返している。こうして形成された砂礫地、湿地、樹林地、瀬、淵及び崖地等は、多種多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている。

水質については、市街地から流入する汚濁負荷量の影響を受け環境基準値を上回っていた笛吹川合流点下流の富士橋及び笛吹川下流部についても、下水道の普及率があがると共に改善され、平成 19 年（2007 年）以降は概ね BOD75%値の環境基準を達成している。

昭和 33 年（1958 年）に設立された、関東南部地区水質汚濁防止調査連絡協議会（現：関東地方水質汚濁対策連絡協議会）へ昭和 53 年（1978 年）に山梨県が加入し、関東地方建設局（現：関東地方整備局）を含む関係機関は水質汚濁の情報交換を行ってきた。平成 15 年（2003 年）には富士川部会を設立し、公共用水域に関わる水質の実態調査、汚濁の過程研究、防止・軽減対策の樹立を行うとともに、水質全般について関係機関の連絡調整を図ることを目的として活動している。

1 河川空間の利用と保全に関しては、レクリエーション空間の確保、自然環境の保全等の河
2 川環境に対する要請が増大し、かつ多様化してきたことを受け、河川空間の適正な利用を図
3 ることが緊急かつ重要な課題となり、昭和 40 年（1965 年）に河川敷地占用許可準則が制定
4 された。

5 これらを背景として、富士川大臣管理区間においては、平成 2 年（1990 年）に富士川水
6 系河川環境管理基本計画を策定し、これまでも治水及び利水との調和及び優れた景観保全に
7 努めつつ河川整備を進めてきた。同じく平成 2 年（1990 年）より、河川環境の整備と保全
8 を適切に推進するため定期的、継続的、統一的に河川に関する基礎情報の収集整備を図る「河
9 川水辺の国勢調査」が実施されるようになった。

10 また、富士川では、高水敷に植生が繁茂し、安心して水辺まで近づける場所や、水辺とふ
11 れあえる場所が不足していたため、河川利用推進のため水辺拠点の整備として、田^た富^み町^{ちやう}水^{みづ}辺^べ
12 の楽^ら校^{がう}（山^{やま}梨^{なし}県^{けん}中^{ちゆう}央^{おう}市^し）、双^ふ葉^{たば}地^ち区^く水^{みづ}辺^べ環^{かん}境^{けい}整^{せい}備^び（山^{やま}梨^{なし}県^{けん}甲^{かう}斐^{はい}市^し）、増^ま穂^ほ地^ち区^く水^{みづ}辺^べ環^{かん}境^{けい}整^{せい}備^び（山^{やま}梨^{なし}県^{けん}南^{なん}巨^こ摩^ま郡^{ぐん}富^ふ士^し川^{かわ}町^{ちやう}）、大^{だい}規^き模^も治^ち水^{すい}歴^{れき}史^し公^{こう}園^{えん}整^{せい}備^び（山^{やま}梨^{なし}県^{けん}南^{なん}ア^あル^るブ^ぶス^す市^し、甲^{かう}斐^{はい}市^し、韮^に崎^{さき}市^し）、
13 鯉^こ沢^{さわ}河^が岸^{がん}跡^し公^{こう}園^{えん}整^{せい}備^び（山^{やま}梨^{なし}県^{けん}南^{なん}巨^こ摩^ま郡^{ぐん}富^ふ士^し川^{かわ}町^{ちやう}）などの河川環境整備事業を実施した。

2. 河川整備の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題

富士川、釜無川、笛吹川等の大臣管理区間（表 9 に示す計画対象区間）では、治水対策を流域全体で推進してきた。

富士川は流域からの大量の土砂流入により河道内に土砂が堆積する区間がある一方、砂州の移動などにより著しい河床洗掘を生じる区間もあり、洪水時の河床変動は極めて複雑であり、洪水規模の大小に関わらず堤防及び河岸を急激に洗掘する流れが発生し、堤防決壊等の重大な災害を生ずるおそれがある。

これまで、戦後最大洪水である昭和 57 年（1982 年）8 月洪水で住宅等の浸水被害が発生した大野地区（山梨県南巨摩郡身延町）や手打沢地区（山梨県南巨摩郡身延町）における浸水防止対策や、富士川や笛吹川において河道掘削を実施してきたが、令和 7 年（2025 年）現在でも、戦後最大規模の洪水を流下させることができない区間が残っており、河道断面を確保する対策を実施する必要がある。また今後、気候変動によりさらに水害の頻発化・激甚化することが懸念されているため、気候変動適応策を早急に推進すべきである。

昭和 57 年（1982 年）8 月洪水の他にも、昭和 34 年（1959 年）8 月洪水で笛吹川及び釜無川において堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生しており、近年においても、平成 23 年（2011 年）9 月、平成 29 年（2017 年）10 月、令和元年（2019 年）10 月などの中小規模の洪水によって堤防際までの侵食や護岸の損傷が発生し、緊急復旧や緊急的な対策を実施している。こうした侵食被害は、甲府盆地など天井川となっている区間はもとより、下流域でも甚大な被害が発生するおそれがあることから、堤防の安全性を向上させるための対策を実施する必要がある。

また、富士川、釜無川、笛吹川等では洪水時の河床変動や洪水前後の流路変動が大きく、洪水規模の大小に関わらず堤防及び河岸を急激に洗掘し、堤防決壊等の重大な災害を生ずるおそれがあるだけでなく、東海地震や南海トラフ地震による被害が懸念されることから、被災時に災害復旧活動を迅速に実施し被害の軽減を図るため、緊急的な復旧活動に供するための拠点整備が必要である。

富士川、釜無川、笛吹川沿川には多くの霞堤が存在しており、河川水が氾濫した場合でも、氾濫水が河川に速やかに戻る効果が期待されている。しかし、近年霞堤周辺において市街化が進み、霞堤の開口部から氾濫水が戻りにくくなっている箇所も確認できるため機能を保全する必要がある。

河口部では海岸管理者と連携し、津波・高潮を考慮した対策を実施しており、高潮対策については、気候変動による予測を考慮した対策とする必要がある。計画高潮位は、海岸管理者と連携し、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら必要に応じて設定を行う。

表 4 堤防の整備状況

単位：km

堤防必要区間	計画断面堤防 区間	暫定断面堤防 区間	無堤防区間
165.6	113.2	45.7	6.7

令和 6 年（2024 年）3 月末現在

- ※1：富士川は支川の大臣管理区間の一部を含む。
- ※2：附図 2 に示す標準的な堤防の断面形状を満足している区間
- ※3：附図 2 に示す標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間
- ※4：山付き、掘込み等により堤防の不必要な区間
- ※5：四捨五入の関係で、合計と一致しない場合がある。

富士川の堤防は、長い歴史の中で順次整備されてきた構造物であり、整備された時期や区間によって築堤材料や施工方法が異なるため、堤体の強度が不均一である。また、基礎地盤は、区間ごとに異なり複雑であるため、これまでも基礎地盤の調査等を行い、堤防の点検を実施し、河川堤防設計指針（平成 14 年（2002 年）7 月）に基づき堤防の浸透に対する安全性に関して点検を実施してきたところであるが、引き続き地質調査や検討を実施し、浸透に

1 対する安全性が不足する箇所については河川砂防技術基準に基づき対策を実施する必要が
2 ある。

3 また、浸水想定区域内において市街化が進んだことにより、住宅等への新たな浸水被害が
4 発生している地域がある。

5 このことから、これまでの治水対策を加速化するとともに、地域及び関係機関が連携した
6 対策を進めることと合わせ、浸水が見込まれる区域における土地利用・住まい方の工夫を合
7 わせた浸水被害の軽減対策の推進を図る必要がある。

8 計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合及び整備途上での施設能力以上の洪水や高
9 潮が発生した場合、並びに大規模地震が発生した場合には、壊滅的な被害が発生するおそれ
10 がある。このため、被害を軽減するための対策として、河川防災ステーション、緊急用河川
11 敷道路等による緊急時の物資輸送ルートの確保、河川情報伝達システムの整備等のハード対
12 策、浸水想定区域図の公表とこれに伴う関係地方公共団体の洪水ハザードマップ作成支援等
13 のソフト対策を引き続き整備・推進していく必要がある。

14 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を契機に、平成 27 年（2015 年）12 月に策定
15 された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 28 年（2016 年）4 月に、国、県、
16 市町等関係機関を対象に「富士川流域における減災対策協議会」を組織し、「水防災意識社
17 会」の再構築を目的に国、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハー
18 ド対策とソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。

19 そのような中、令和元年東日本台風（台風第 19 号）（2019 年 10 月）をはじめ、全国各地
20 で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じてい
21 る。

22 このように、近年激甚な水害が頻発していることに加え、今後の気候変動による水災害リ
23 スクの増大に備えるために、治水対策の抜本的な強化として、令和 3 年（2021 年）3 月に
24 「富士川水系流域治水プロジェクト」を策定し、更には、気候変動の影響により、当面の目
25 標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる
26 ため、令和 6 年（2024 年）3 月に「流域治水プロジェクト 2.0」に更新した。河川整備に加

え、あらゆる関係者が協働して、流域の保水・貯留・遊水機能の保全・向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。

流域治水プロジェクトを進めるに当たっては、流域内の自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）も活用し、治水対策における多自然川づくりや自然再生、生態系ネットワークの形成、川を活かしたまちづくり等の取組により、水害リスクの低減に加え、魅力ある地域づくりに地域の多様な主体と連携して取組んでいる。

具体的な取組として、山梨県南アルプス市・中央市を流下する横川等を山梨県が特定都市河川の指定に向け関係機関と検討を進めている。特定都市河川指定後は、河川管理者・流域の県及び市の長・下水道管理者等からなる流域水害対策協議会が組織され、河川改修等のハード整備の加速化に加え、流域における保水・貯留・遊水機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めていく。

また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和 2 年（2020 年）5 月に富士川水系治水協定を締結し、流域内にある 15 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し水害発生の防止に取組んでいる。

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

富士川における主要な地点の流況は以下のとおりとなっている。

表 5 富士川における主要地点の流況

(単位：m³/s)

河川名	地点名	統計期間		豊水 ※1	平水 ※2	低水 ※3	渇水 ※4	平均
富士川	清水端	21 年	H15～R5 (2003～2023)	62.78	44.83	35.51	26.85	60.62

「水文水質データベース」をもとに作成

※1 豊水流量：1 年を通じて 95 日はこれを下らない流量

※2 平水流量：1 年を通じて 185 日はこれを下らない流量

※3 低水流量：1 年を通じて 275 日はこれを下らない流量

※4 渇水流量：1 年を通じて 355 日はこれを下らない流量

流水の正常な機能の維持については、清水端地点における過去 21 年間（平成 15 年（2003 年）～令和 5 年（2023 年））の平均低水流量は約 $35.5\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渇水流量は約 $26.9\text{m}^3/\text{s}$ であり、流水の正常な機能を維持するため必要な流量として定められた、清水端地点の流量である、かんがい期に概ね $22\text{m}^3/\text{s}$ 非かんがい期に概ね $13\text{m}^3/\text{s}$ を概ね満足している。

河川水の適正な利用について、富士川流域における水利権量は、令和 5 年（2023 年）3 月時点で、 $661\text{m}^3/\text{s}$ であり、その内訳は発電利用が 78.9%と最も多く、次いで農業用水が 18.2%となっている。

発電用水は、77 箇所の水力発電所で使用され、総最大出力約 458,100kW の電力供給が行われ、農業用水は、約 31,200ha に及ぶ耕地のかんがいに利用されている。上水道用水及び工業用水として、山梨県及び静岡県に対し最大約 $15\text{m}^3/\text{s}$ の供給が行われている。

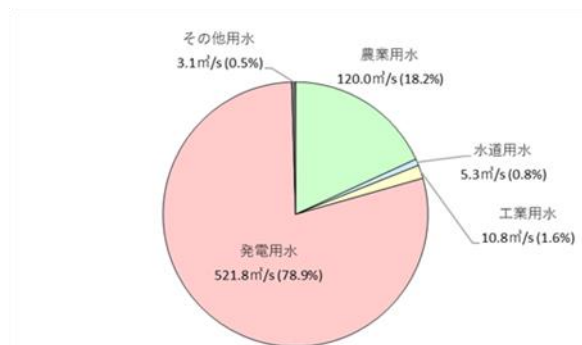


図 6 富士川流域における水利権量の内訳
(令和 5 年（2023 年）度時点)

表 6 富士川水系における許可水利権量（令和 5 年（2023 年）度時点）

種 別	件 数	水利権量 (m³/s)
農 業 用 水 許 可	149	54.3
慣 行	1618	65.7
水 道 用 水	43	5.3
工 業 用 水	14	10.8
発 電 用 水	71	521.8
そ の 他 用 水	15	3.1
合 計	1910	661.0

2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題

(1) 水質

水質汚濁にかかわる環境基準の水域類型指定については、富士川及び釜無川が河口から塩川合流点までがA類型、それより上流がAA類型であり、笛吹川については全域がA類型となっているほか、主要支川についてもおのおの水域類型の指定がなされている。

生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）（75%値）で評価すると、近年は殆どの区間で環境基準を達成しているが、今後も注意深く監視する必要がある。

表 7 富士川におけるBOD（75%値）

		単位:mg/L							
河川名	水質環境基準 地点名	類型	環境 基準値	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
釜無川	船山橋	AA	1.0	0.9	0.9	0.8	0.9	0.8	0.6
釜無川	三郡西橋	A	2.0	0.8	0.9	1.2	1.7	1.4	1.1
富士川	富士橋	A	2.0	1.5	1.4	1.5	2.0	1.5	1.5
富士川	南部	A	2.0	0.6	0.8	1.0	0.8	0.9	0.8
富士川	富士川橋	A	2.0	1.0	0.9	1.0	0.9	1.0	0.7
笛吹川	亀甲橋	A	2.0	0.6	0.7	0.8	0.9	0.7	0.7
笛吹川	三郡東橋	A	2.0	1.4	1.2	1.2	1.4	1.7	1.1
重川	重川橋	B	3.0	1.4	1.5	1.5	1.8	1.7	1.3
日川	日川橋	A	2.0	0.6	0.7	1.0	1.3	1.0	0.7

(2) 自然環境

富士川は、3,000m 級の山々に囲まれた日本を代表する急流河川であり、その河道は蛇行を繰り返す礫河原を呈しており、環境特性に応じた様々な植物や動物がみられる。

一方で、近年は植物等で外来種が多く見られるようになっており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。

大臣管理区間の上流端から富士川大橋までの釜無川は、富士川管内の中でも特に急勾配で、河道幅が広いものの流路幅は狭く瀬が連続し、明瞭な淵が少ない。また、自然裸地や草本群落が大部分を占め高頻度で攪乱を受ける区間である。特に、御勅使川流入より下流で自然裸地が経年的に安定して広範囲に分布している。礫河原には、カワラヨモギ等の植物が、草地には、ミヤマシジミの食草となるコマツナギ等の植物が生育・繁殖している。水域では、瀬や淵が形成され、瀬を産卵場とするアユやウグイ等の魚類が生息・繁殖している。一方、アレチウリやオオキンケイギク等の特定外来植物が生育・繁殖しており、信玄橋から武田橋にかけてはハリエンジュの割合が大臣管理区間で最も高くなっているなど、在来種の生息・生

育・繁殖環境への影響が懸念されている。釜無川では、オギ群落がやや減少傾向にあるが、礫河原、連続する瀬・淵は概ね維持されている。

富士川大橋から雁堤上流までの富士川中流部のうち、富士川大橋から早川合流部にかけては、山地の間を蛇行しながら流れ、瀬・淵が連続する区間であり、比較的川幅が狭い。一時的に勾配が緩やかな区間では自然裸地や連続する瀬・淵が分布している。早川合流部から雁堤上流にかけては、急峻な山地の間を蛇行しながら流れ、網目状に自然裸地（砂礫地）が発達し瀬・淵が連続する区間である。早川合流点から塩之沢堰付近や、富士川合流点から十島堰^{ぜき}付近では自然裸地が特に連続的に分布しており、十島堰より下流では経年的に自然裸地の規模が小さい。礫河原ではイカルチドリやコアジサシ等の鳥類が生息・繁殖し、カワラハハコ等の河原植生が生育・繁殖している。オギ群落にはカヤネズミ等の哺乳類や、オオヨシキリ等の鳥類が生息・繁殖している。また、山間の崖地に営巣するカワセミ等の鳥類が、連続する瀬・淵にはアユやカジカ等が生息・繁殖している。一方、アレチウリ、オオカワヂシャ等の特定外来生物やハリエンジュといった外来種が生育・繁殖しており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。富士川中流部では、礫河原、オギ群落、瀬・淵が概ね維持されている。

雁堤上流から河口までの富士川下流部は、河口部で約 2,000m に及ぶ広大な川幅を有し、低水路部は多列砂州を形成するとともに、砂礫地、海浜性砂丘、干潟や湿地等の多様な環境が見られる。礫河原を繁殖地とするイカルチドリやコアジサシ等の鳥類が生息・繁殖し、水域には回遊性のカマキリ（アユカケ）等の魚類が生息・繁殖している。また、河口では、ハマゴウ等の植物が生育・繁殖している。一方、アレチウリ、オオカワヂシャ等の特定外来生物やハリエンジュといった外来種が生育・繁殖しており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。富士川下流部では海浜性砂丘環境、礫河原、瀬・淵は概ね維持されているが、一部区間では、水面比高差が拡大することで乾燥化しており、乾性草地の拡大など植生遷移の進行や外来植生の侵入がみられる。

支川である笛吹川の岩手橋から蜚見橋の笛吹川上流部は、水際にミゾコウジュ等の植物が生育・繁殖し、アユ、ウグイ、カワヨシノボリ等が瀬や淵を産卵場及び生息場としている。鳥類で

1 はコアジサシ、シギ・チドリ類等が礫河原を集団越冬地や繁殖地として利用しており、植物
2 では水際から河原にかけてオギ、ツルヨシ、ヤナギ類等が繁茂しているほか、玉石護岸には
3 ツメレンゲが見られる。笛吹川上流部では、礫河原、水際環境、ツルヨシ群落、瀬・淵が概ね
4 維持されているが、一方、一部でアレチウリ、オオキンケイギク等の特定外来生物やハリエ
5 ンジュといった外来種が生育・繁殖しており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸
6 念されている。

7 蛭見橋から富士川合流点までの笛吹川下流区間は、笛吹川上流区間とほぼ同様の魚類が生
8 息・繁殖しているほか、ワンド・たまりにミナミメダカ等が生息・繁殖している。鳥類では
9 コアジサシ、ガン・カモ類等や、水際の樹林をアオサギやカワウ等が繁殖地として利用して
10 おり、水際部にはヨシ等の抽水植物が自生している。笛吹川下流部では、ワンド・たまりは
11 維持されており、ヨシ群落・オギ群落も変動はあるが概ね維持されている。一方で砂礫河原
12 は減少傾向にある。また、一部でアレチウリ、オオキンケイギク等の特定外来生物やハリエ
13 ンジュといった外来種が生育・繁殖しており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸
14 念されている。

15 さらに、氾濫原環境を含む流域全体にわたる生態系ネットワークの形成のため、多様な動
16 植物等の生息・生育・繁殖の場及びその連続性を確保する必要がある。

表 8 富士川の重要種確認数

分類	種数※
魚類	8科15種
底生動物	8科9種
植物	22科26種
鳥類	11科18種
両生類・爬虫類・哺乳類	11科13種
陸上昆虫類等	30科39種

※環境省レッドリスト、各都県レッドリスト等の掲載種を元に確認

※河川水辺の国勢調査【河川版】による確認数調査時期：平成 25 年（2013 年）～令和 4 年（2022 年）

(3) 河川空間の利用

河川空間は、地域の実情にあわせ、多様な利用がなされている。

利用箇所別に見ると、全川を通して施設の利用が多く、高水敷がグラウンド等として整備されている河口部や、歴史的治水施設である信玄堤及び万力林まんりきばやしの周辺は、年間を通して利用者が特に多くなっている。

富士川の河川区域内の占用は農地のほか、公園や運動場、グライダー滑空場等オープンスペースとして河川敷の空間を利用したものが多い。また、河川の一時使用として富士川では、富士宮市の「川カンジー（川勧請）」、南部町の「火祭り」、富士市の「投げ松明」等の伝統行事の祭りや花火大会等が行われている。これらの利用に際しては、他の河川利用との整合を図るとともに、不法占用等の不法行為の是正を図り、秩序ある利用を推進することが求められている。

また、河川空間は様々なイベント等を通じた人と川、人と人とのふれあいを提供する機能を有しており、その機能の維持増進に努めていくことが望まれる。特に、景勝地や多くの詩人や文人の詩情が今も伝わる笛吹川の差出の磯などの地域の伝統文化を将来に伝えていく役割を有する河川空間が数多くあることから、こうした河川空間の維持保全が望まれる。

また、平成 18 年の整備計画策定以降、散策や環境学習の場として、誰もが安全かつ容易に利用できる水辺空間の形成として信玄堤地区（山梨県甲斐市）、増穂地区（山梨県南巨摩郡富士川町）、鰍沢地区（山梨県南巨摩郡富士川町）、沼久保地区（静岡県富士宮市）、雁・木島・五貫島地区（静岡県富士市）、笛吹三川合流地区（山梨県笛吹市）、市川三郷地区（山梨県西八代郡市川三郷町）の 7 箇所水辺整備を実施し、現在、万力公園地区（山梨県山梨市）で、山梨市かわまちづくりを実施している。

(4) 景観

富士川の下流部には、高水敷の緑地公園やスポーツ施設が多く存在する開放的な風景が広がっている。中流部は、水際の釣りや散策など自然を生かした河川利用がされており、自然の風景と調和している。釜無川は信玄堤、笛吹川は万力林、下流では雁堤など歴史的な治水施設が残っており、これらの施設と一体となった河川景観を後世に継承することが望まれている。

御勅使川・釜無川を治めるために築堤された御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）は、全国でも珍しく治水施設でありながら、平成 15 年（2003 年）に国指定の史跡に指定されるなど、沿川には、国の重要文化財や天然記念物等が多くあるほか、名勝である富士山が望めるため自然豊かな環境と歴史ある街並みと織り成す、四季の変化に富んだ景観となっており、河川の整備に当たっては、これらにも配慮する必要がある。

富士川における堤防延長は約 165.6km（令和 7 年（2025 年）3 月時点）であり、堤内地との比高差が約 10m の堤防を有している区間もある。

富士川は流域の西側を糸魚川－静岡構造線が走り、その地盤は脆弱である。このため、流域の支川や溪流等では土石などの土砂災害が発生しており、また流出土砂が多いために、甲府盆地南西部や河口付近では天井川となっている。一方で急流である富士川は、河岸侵食及び河床洗掘が激しいことから決壊が生じやすく、天井川区間で決壊が生じた場合は、甚大な被害を生ずるおそれがあることから、災害の発生防止、及び災害発生時の迅速かつ適切な対応が望まれている。

局所的には洪水により堆積が生じやすい区間では、洪水時の流下能力確保のため堆積土砂の撤去等の治水機能の維持が必要な一方で、河口部においては海岸侵食が進行しているなどの状況を踏まえ、土砂の流出及び堆積機構の解明ならびにこれらへの総合的な対策が求められている。

また、急流河川である富士川では、堤防の決壊防止には特に留意し、定期的に巡視、点検するとともに侵食箇所等については河岸防御の重要度に応じた適切な対策を行う必要がある。

堤防については、繰り返される降雨・洪水・地震等により、ひび割れ、すべり、沈下、構造物周辺の空洞化等の変状が、不規則に発生する。また、近年ではモグラやキツネの巣穴等の野生動物による堤防損傷も発生している。これらを放置すると変状が拡大し、さらに洪水時には漏水等が助長され大規模な損傷となり、堤防の決壊につながるおそれがある。

このため、堤防除草、点検、巡視等により異状・損傷箇所の早期発見に努め、必要に応じて補修等を行う必要がある。

河道の維持管理に関しては、出水による河岸洗掘、構造物周辺の深掘れ、洪水流下の阻害となる土砂堆積、樹林化の進行等に対し、適切に維持管理を行う必要がある。

富士川の大匠管理区間においては、樋門・樋管 53 箇所、排水機場 5 箇所（令和 7 年（2025 年）3 月時点）及び河口部高潮堤等の河川管理施設が設置されており、これらの施設の機能を確保するため定期的な点検、補修等を行っている。今後、設置後長期間が経過し老朽化し

た施設が増加することから、施設を良好に保つよう、適切に維持管理・更新する必要がある。
このため、樋門・樋管等の河川構造物の点検・補修・更新等を効果的・効率的に推進してい
くため、長寿命化計画により、計画的な維持管理を行っていく必要がある。また、施設操作
の確実性を高めるため、予備電源の確保等のバックアップ機能の強化に加え、操作員等の安
全確保や高齢化等による操作員のなり手不足への対応として、必要に応じ施設操作の遠隔
化・自動化や無動力化等を進めていく。

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物に関しては、現行の技術的な基準に適合していないもの
や、老朽化が進んでいるもの等がある。このような施設は、洪水時の安全性を損なうおそれ
があることから、施設管理者と合同での定期的な確認等により施設の管理状況について把握
し、必要に応じて対策を求める必要がある。

河川には、上流部、支川等から流出してくるゴミのほか、一部の河川利用者によるゴミの
投棄、家電製品等の不法投棄が行われているため、河川巡視等による監視体制の充実を図る
とともに不法投棄の防止に向けた取組を行っている。

富士川水系に係る河川情報は、雨量観測所 17 箇所（富士川流域内の 1～3 種観測所）、水
位観測所 15 箇所（1～3 種観測所）、危機管理型水位計 81 箇所、河川監視用 CCTV カメラ
136 箇所（水門、樋門・樋管等の監視カメラを含む）、簡易型河川監視カメラ 34 台、光ファ
イバー約 175.1 kmやレーダ雨量観測所を設置し、観測・監視を行っている（令和 7 年（2025
年）3 月時点）。これらによって得られる情報は、治水及び利水計画の立案、低水管理、河川
管理施設の操作、洪水予測、水防活動等のために重要なものであり、定期的な点検や補修、
更新を行う必要がある。

危機管理対策として、洪水、高潮、津波等による災害の防止又は軽減を図るため、引き続
き、平常時から「水害対応タイムライン」の運用、必要に応じた改善なども含め、流域の関
係機関との連携による被害軽減に向けた取組の継続が必要である。

また、水防団員の減少、高齢化が進み水防体制の弱体化が懸念されていることから、水防
協力団体募集への協力等を行い、水防体制の強化・充実化を図っていく必要がある。

雨量・水位情報は、よりきめ細やかな河川水位を把握するため、洪水時に特化した低コストな「危機管理型水位計」及び「簡易型河川監視カメラ」を活用し、洪水時の監視体制の充実を図り、迅速かつ的確に情報を関係機関と共有できる体制の確保が必要である。洪水等による被害軽減に向け、関係市町が作成する水害ハザードマップの作成支援等、地域住民の目線に立ったわかりやすく判断しやすい情報提供を図る必要がある。

また、水質事故が発生すると、水道用水や農業用水等への影響のみならず、魚類をはじめとした動植物にも影響が生じる。水質事故が発生した場合には、関係機関との情報共有を図るとともに被害軽減のための対策を行う必要がある。

土砂管理について、富士川流砂系では、山腹崩壊、ダム貯水池での堆砂、河床変動、濁水の長期化、河口砂州の形成、海岸線の後退、河川生態への影響など、土砂に起因する様々な課題に対して、関係機関が相互に連携し、解決に向けた改善策や目標を検討して総合的に取り組むことを目的として、取組の連携方針を定めている。

連携方針では、「災害のない清らかで連続した富士川の流れと白砂青松の海辺を有する富士海岸」を目指すべき姿とし、この実現に向けた目標としている。河道領域は流域からの大量の土砂流入により河道内に土砂が堆積する区間がある一方、砂州の移動などにより著しく河床洗掘を受ける区間もあることから土砂生産域から海岸域にかけての流砂系における連続性の改善を図ることとし、関係機関が連携してモニタリングや各々の取組をすすめており、今後も連携強化を図る必要がある。

2.5 近年の豪雨災害や地震災害等を踏まえた現状と課題

(1) 流域全体であらゆる関係者で取り組む対策

全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じていることを踏まえ、令和2年（2020年）7月に、社会資本整備審議会より「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申では、近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を一層進め、気候変動による影響や社会の変化等を踏まえ、あらゆる関係者が協働し

1 て流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換するべきであり、防災・減災が主流となる
2 社会を目指すことが示され、今後は、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の取
3 組を加速させる必要があるとされている。

4 富士川においても、令和 2 年（2020 年）9 月に「富士川水系流域治水協議会」を設置し、
5 令和 3 年（2021 年）3 月に「富士川水系流域治水プロジェクト」を策定し、河川整備に加え、
6 あらゆる関係者が協働して、流域の保水・貯留・遊水機能の保全・向上等を組み合わせた流
7 域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。

8 また、令和 7 年（2025 年）3 月変更された、「富士川水系河川整備基本方針」にも、流域治
9 水の考え方が盛り込まれている。

10 さらに、治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働し
11 て取組を深化させるとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相
12 反の調整」を図り、一体的に取り組むことで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大
13 化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する必要が
14 ある。

15 (2) 気候変動適応策の推進

16 IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 6 次評価報告書では、人間の影響が大気、海
17 洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏に
18 おいて、広範囲かつ急速な変化が現れており、地球温暖化の進行に伴い、大雨は多くの地域
19 で強く、より頻繁になる可能性が非常に高いことが示されている。

20 近年、我が国においては、時間雨量が 50mm を上回る短時間強雨や、総雨量が 1,000mm
21 を上回るような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水災害が発生している。さら
22 に気候変動の影響により、今後さらに、短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量などが増
23 大することが予測されている。

24 これにより、施設の能力を上回る外力による水災害が頻発するとともに、発生頻度は比較
25 的低いが施設の能力を大幅に上回る外力により極めて大規模な水災害が発生する懸念が高ま
26

1 っている。このため、気候変動による外力（災害の原因となる大雨、洪水、高潮等の自然現象）の増大とそれにもなう水災害の激甚化や発生頻度の増加、局地的かつ短時間の大雨による水災害、さらには極めて大きな外力による大規模な水災害など、様々な事象を想定し対策を進めていくことが必要となっている。

5 富士川においては、人口・資産の集中する甲府盆地と富士平野の治水安全度を向上させるための検討を進める。

8 (3) 南海トラフ地震等の大規模地震

9 東海地震をはじめとする南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（南海トラフ地震）については、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う甚大な被害を踏まえ、中央防災会議において科学的に想定し得る最大規模の地震・津波を想定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が平成 26 年（2024 年）3 月に策定された。富士川においても、国土交通省の定める「南海トラフ巨大地震対策計画」や「関東ブロック地域対策計画」に基づき、防災対策を進めてきた。

15 南海トラフ沿いの地域においては、これまで 100 年から 150 年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価においては、この地域におけるマグニチュード 8 から 9 クラスの地震の 30 年以内の発生確率は 80%程度（令和 7 年（2025 年）1 月 1 日現在）とされている。また、富士川沿川の全市町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域として「地震防災対策推進地域」に指定されている。

21 このため、堤防、樋門・樋管等の河川管理施設の耐震対策や河川津波対策などのハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や、被害想定的地域的特性に鑑み、関係する地方公共団体と連携し、ソフト対策も有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進する必要がある。

25 南海トラフ沿いでは、嘉永 7 年（1854 年）の安政東海地震・安政南海地震では約 32 時間の間隔において、昭和 19 年（1944 年）の東南海地震・昭和 21 年（1946 年）の南海地震で

1 は約 2 年間の間隔において大規模地震が発生しており、時間差をおいた複数の地震発生等に
2 備えるため、南海トラフ地震臨時情報の運用がされている。令和 6 年（2024 年）8 月には、
3 運用開始後初めての臨時情報が発表されており、改めて平時より地震への備えを徹底する必
4 要がある。

5 また、令和 7 年（2025 年）7 月に中央防災会議において見直された「南海トラフ地震防災
6 対策推進基本計画」においては、複合災害対策として、大規模地震発生後の長期にわたる復
7 旧・復興期間において、暴風・高潮・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の他の災害が
8 生じ得ることを考慮し、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、複合災害の検討に当たっ
9 ては、より厳しい事象についても可能な範囲で考慮した対策を図るとされている。富士川で
10 は、安政東海地震や宝永地震において、沿川の土砂災害による河道閉塞とそれに伴う浸水被
11 害が記録されており、複合災害への対策についても検討する必要がある。

3. 河川整備計画の対象区間及び期間

3.1 計画対象区間

富士川水系河川整備計画【大臣管理区間】の計画対象区間は、以下の大臣管理区間とする。

表 9 計画対象区間

河川名	上流端	下流端	延長
富士川 (釜無川)	(左岸) 韮崎市韮崎町水神一ッ柳 4755 番地先 (右岸) 韮崎市神山町鍋山河原 218 の 104 番地先 (武田橋)	河口	85.0
早川	(左岸) 山梨県南巨摩郡身延町遅沢 2347 の 1 番地先 (右岸) 山梨県南巨摩郡身延町栗倉字蟹沢 818 番地先 (旧早川橋)	富士川 合流点	3.0
御勅使川	(左岸) 韮崎市竜岡町下条南割西原 302 番地先 (右岸) 南アルプス市六科 448 の 1 番地先 (御勅使川)	富士川 合流点	1.8
塩川	(左岸) 甲斐市宇津谷 5572 の 4 番地先 (右岸) 韮崎市韮崎町中島字常満 3286 番地先 (塩川橋)	富士川 合流点	1.0
笛吹川	(左岸) 山梨市七日市場字上川窪 1231 番地先 (右岸) 山梨市東字溝堂口 89 番地先 (岩手橋)	富士川 合流点	28.0
日川	(左岸) 笛吹市一宮町大字田中字山ノ神 132 の 5 番地先 (右岸) 山梨市一丁田中字宮腰 259 の 1 番地先 (日川橋)	笛吹川 合流点	1.0
重川	(左岸) 山梨市一丁田中字北河原 813 の 5 番地 (右岸) 山梨市下石森字雲林 584 の 2 番地先 (重川橋)	笛吹川 合流点	1.5
蛭沢川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 1 番地先	笛吹川 合流点	0.3
五割川	(左岸) 甲府市小曲町下五割 1082 の 1 番地先 (右岸) 甲府市西下条町字川代 1421 の 1 番地先	蛭沢川 合流点	0.1
濁川	(左岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先 (右岸) 甲府市小曲町沼向 1018 の 2 番地先	笛吹川 合流点	0.4
計			122.1

3.2 計画対象期間

河川整備計画の対象期間は、概ね 30 年間とする。

- 1 なお、河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として
- 2 策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進
- 3 捗等を踏まえ、見直しの必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行う。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

富士川は、日本を代表する急流河川であり、流域の風土、文化、歴史を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開する。

沿川地域を災害から防御するため、富士川の豊かな自然環境に配慮しながら、災害の発生又は被害を軽減させる対策を推進し、洪水氾濫等による災害から生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川整備を推進する。

流水の正常な機能の維持に関しては、継続してモニタリング調査を行い、関係機関と連携して合理的な水利用の促進を図りながら必要な流量の確保に努める。

これまでの流域の人々と河川との関わりを考慮しつつ、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、富士川の良い河川景観や水の流れを保全・創出する。

災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、地域住民や関係機関との連携を図りながら、平常時や洪水時の河川の状況に応じ、適切に維持管理を実施する。

河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うため、中期的な整備内容を示したものであることから、定期的に計画の点検を実施し、段階的・継続的に整備を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査及び検討を行う。

4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上を図る。

河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図る。

洪水に対しては、甲府盆地や富士平野を流下し氾濫域に人口・資産が集積している、富士川の重要性を考慮し、目指す治水安全度の水準は、戦後最大規模の洪水（富士川・釜無川に

については、昭和 57 年（1982 年）8 月洪水、笛吹川については昭和 34 年（1956 年）洪水）の降雨量に、気候変動により予測される将来の降水量の増加等を考慮し整備計画の目標流量を、基準地点の清水端において $9,200\text{m}^3/\text{s}$ 、北松野において $18,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、洪水による災害の発生防止又は軽減を図る。

計画規模を上回る洪水や整備途上において施設の能力を上回る洪水等に対しては、人命、資産、社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の構造、整備手順等を工夫するとともに、想定し得る最大規模までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、災害リスクを考慮した地域づくりの促進を図る。

また、気候変動の影響によって、増大が予想されているリスクに適応するため、流域治水等の取組を推進することで、流域全体の被害の最小化を図る。

地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査・検討を進め、必要に応じて対策を実施することにより、地震、津波による災害の発生防止又は軽減を図る。

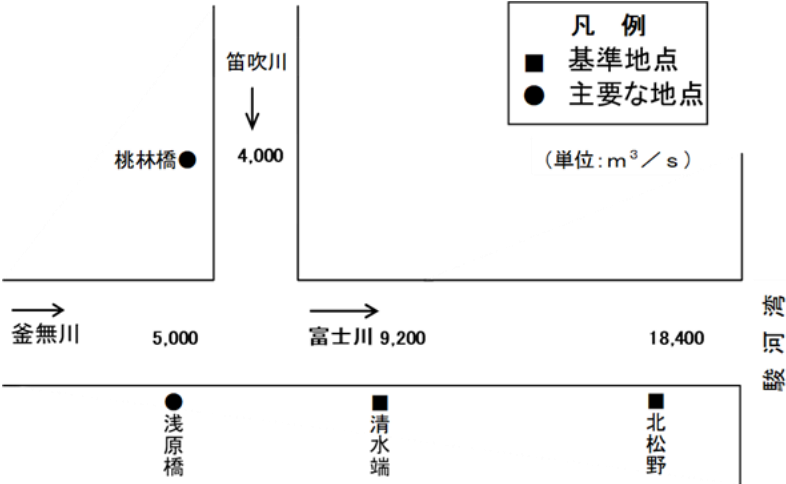


図 9 富士川流量配分図

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、富士川の水利の現況及び動植物の生息・生育・繁殖、漁業、水質、景観等を考慮し、清水端地点においてかんがい期は概ね $22\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期は概ね $13\text{m}^3/\text{s}$ を流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を確保するよう努める。（かんがい期は4月から10月、非かんがい期は11月から3月とする）

流水の正常な機能を維持するため必要な流量は維持流量と水利流量の双方を満足する流量である。富士川の水利用の状況から、現況流量に対して、維持流量が著しく不足する区間については、動植物の生息・生育・繁殖、漁業の項目による必要流量を当面の中期目標として設定し、段階的な流量の確保に努める。

表 10 当面の中期目標設定区間における維持流量

（単位： m^3/s ）

河川名	区間	維持流量		中期目標	
富士川	芝川合流点～十島堰 （河口より 13.3 km～ 22.9 km）	1月から12月	8.8	2月から5月	6.3
				6月から8月	2.8
				9月から1月	1.6
	十島堰～塩之沢堰 （河口より 22.9 km～ 40.8 km）	4月から6月	14.3	4月から6月	4.6
		7月	6.3	7月から3月	3.6
		8月から3月	6.2		

流量の確保に当たっては、流量などのモニタリングを継続的に実施し、必要に応じて水利利用の合理化を検討した上で、関係機関等の協力を得ながら、流水の正常な機能が維持されるよう適正な水利用に向けて取り組む。

4.3 河川環境の整備と保全に関する目標

富士川では、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全・創出と秩序ある利用の促進を図る。

1 **(1) 水質**

2 水質については、地域住民や関係機関と連携を図り、環境基準を満足する現在の良好な水
3 質の保全を図る。

4 また、水質異常が発生した際には、関係機関と連携し迅速に対処し、被害の拡大防止を図
5 る。

6
7 **(2) 自然環境**

8 動植物の生息・生育・繁殖の場については、河川環境が似通っている区間を「河川環境区
9 分」としてひとまとめにし、区分ごとに良好な区間を「代表区間」として設定する。その上
10 で「代表区間」を目標に河川環境全体の底上げを図ることを基本的な考え方とする。

11 河道掘削などの河川整備等の実施に当たっては、良好な環境を保全するとともに「代表区
12 間」を目標に、治水と環境の調和を図りながら河川環境の向上を図る。

13 なお、特定外来種や外来種の生育・繁殖により在来種への影響が確認されている区間では、
14 治水と環境の調和を図った自然再生を推進し、かつての良好な河川環境の創出を図る。

15 氾濫原環境を含む流域全体にわたる生態系ネットワークの形成のため、多様な動植物等の
16 生息・生育・繁殖の場及びその連続性の確保を図る。

17 流量や土砂の変動など攪乱による河川の作用を考慮し、それらの作用による変化に応じて
18 順応的な管理を行う。

19 また、地域住民、関係機関等と一体となり、富士川らしい河川景観の保全・形成を図ると
20 ともに、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、富士川流域での地域振興に努める。

表 11 河川環境区分毎の代表区間

河川区分	河川環境区分	位置		代表区間	主な環境
釜無川	富士川上流部 (釜無川)	K58～K250付近 (65.0km～85.0km付近)	武田橋～富士 川大橋	K196～K205付近 (79km～80km)	アユ・ウグイ等が生息・繁殖する良 好な瀬・淵環境やカワラヨモギ等が 生育・繁殖する礫河原
中流	富士川中流部	H62～K64付近 (7.0km～65.0km付近)	富士川大橋～ 早川合流点 早川合流点～ 雁堤上流	H272～H277付近 (49km～50km) H143～H148付近 (24km～25km)	アユ・カジカ等が生息・繁殖する良 好な瀬・淵環境やイカルチドリが生 息・繁殖する礫河原、カヤネズミや オオヨシキリが生息・繁殖するオギ 群落 アユ・カジカ等が生息・繁殖する良 好な瀬・淵環境やイカルチドリが生 息・繁殖する礫河原
下流	富士川下流部	H0～H62付近 (0.0km～7.0km付近)	雁堤上流～河 口	H9～H18付近 (1km～2km)	カマキリ（アユカケ）等が生息・繁 殖する良好な瀬・淵環境やイカルチ ドリが生息・繁殖する砂礫河原
笛吹川上流	笛吹川上流部	F146～F264付近 (16.0km～28.0km付近)	岩手橋～蛍見 橋	F182～F192付近 (20km～21km)	アユ・カワヨシノボリ等が生息・繁 殖する良好な瀬・淵環境やイカルチ ドリが生息・繁殖する礫河原、ミゾ コウジュが生育・繁殖する水際環境
笛吹川下流	笛吹川下流部	F0～F146付近 (0.0km～16.0km付近)	蛍見橋～富士 川合流点	F109～F118付近 (12km～13km)	ミナミメダカ等が生息・繁殖する良 好なワンド・たまり環境やイカルチ ドリが生息・繁殖する砂礫河原、オ オヨシキリが生息・繁殖するオギ群 落

釜無川では、カワラヨモギ等の生育・繁殖の場となる礫河原、ミヤマシジミの食草となる
コマツナギ等の生育・繁殖の場となる草地環境、オイカワ、ウグイ等の魚類の生息・繁殖の
場となる瀬・淵、カヤネズミ等の哺乳類や、オオヨシギリ等鳥類などの生息・繁殖の場とな
るオギ群落の環境が形成されており、これらの動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境
について保全・創出を図っていく。

富士川中流部では、カワセミ等の鳥類の生息・繁殖の場となる崖地、イカルチドリ、コア
ジサシ等の鳥類、カワラヨモギ、カワラハハコ等植物の生息・生育・繁殖の場となる礫河原、
カヤネズミ等哺乳類や、オオヨシキリ等鳥類などの生息・繁殖の場となるオギ群落、オイカ
ワ、ウグイ、カジカ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、これ
らの動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境について保全・創出を図っていく。

富士川下流部では、ハマゴウ等の植物の生育・繁殖の場となる海浜性砂丘環境、イカルチドリ、コアジサシ等の鳥類の生息・繁殖の場となる礫河原、オイカワ、ウグイ、カマキリ（アカケ）等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、これらの動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境について保全・創出を図っていく。

笛吹川上流部では、イカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖の場となる礫河原、ミゾコウジュ等の生育・繁殖の場となる水際環境、カヤネズミ等哺乳類や、オオヨシキリ等の鳥類などの生息・繁殖の場となるツルヨシ群落、オイカワ、カワヨシノボリ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、これらの動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境について保全・創出を図っていく。

笛吹川下流では、ミナミメダカ、ガン・カモ類の生息・繁殖の場となるワンド・たまり、オオヨシキリ等の鳥類などの生息・繁殖の場となるヨシ群落・オギ群落、イカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖の場となる砂礫河原の環境が形成されており、これらの動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境について保全・創出を図っていく。

また、アユ、ウグイ等の回遊魚が遡上及び降下できるよう施設管理者や関係機関と連携し、移動経路を確保する必要がある。

なお、富士川下流部 H46～H54 付近（5.0km～6.0km 付近）では、かつては、大規模な礫河原が分布していたが、水面比高差が拡大することで乾燥化しており、外来植生の侵入などによりイカルチドリ、コアジサシ等の生息・繁殖の場となる礫河原環境の減少がみられることから、定量目標を定め、礫河原環境（自然裸地と礫河原植物帯）の面積が 25ha 程度存在するようにする。

(3) 河川利用

人と河川との豊かなふれあいの確保については、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した河川空間の形成を推進する。

1 住民、企業、行政と連携し、賑わい、美しい景観、歴史や文化、豊かな自然環境を備えた水
2 辺空間をまちづくりと一体となって創出する。

3

4 (4) 景観

5 景観については、歴史・文化・人とのかかわりを踏まえ、沿川と調和した河川景観の保全、
6 形成を図る。

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川の整備に当たっては、背後地の人口・資産の集積状況、河道や沿川の土地利用状況、現況の河川の状況や、今後必要な対策量等も踏まえ、水系全体として上下流や本支川のバランスに配慮しながら、治水安全度を向上させることを方針とした整備を行う。

急流河川であり、土砂生産量の多い富士川においては、土砂動態の把握を行い、河川環境とも調和を図りつつ、河道掘削や堤防整備等による河道断面を確保するための対策を実施するとともに、河岸侵食・河床洗掘が頻発する状況を鑑み、侵食対策等により、堤防の安全性の向上を図る。さらに、中流部については、地形特性を考慮のうえ、浸水防止対策を行う。

また、河道掘削や堤防整備等による洪水防御だけでなく、関係機関や地域住民と連携・調整を図りながら、災害リスクを考慮した土地利用等を推進しつつ、効率的に災害の発生の防止又は軽減を図る。

なお、河川の整備に当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、河道掘削等により発生する土砂を堤防整備等へ有効活用を図る等、コストの縮減に努める。

また、洪水による河川氾濫等により小規模な家屋浸水被害が発生した箇所については、流域の地形特性や過去の災害発生状況、上下流・本支川バランス等を踏まえ、緊急性や優先度を考慮し、被災原因に応じた災害復旧や局所的な手当を行うことにより、家屋浸水被害の防止又は軽減を図る。具体的には、輪中堤、特殊堤、河道掘削、河川法線形の是正及び被災要因となった構造物の改築などを行う。また、関係機関や地域の理解等も踏まえ、整備後の浸水被害防止区域等も適宜設定する。

(1) 流下能力を確保するための対策

1) 堤防整備等

堤防が整備されていない区間や、堤防の高さや幅が不足している区間において、嵩上げや拡築を実施する。

1 施行の場所は、過去に浸水被害が発生した箇所や、浸水被害が発生しやすいと想定され
2 る区間を優先することとし、昭和 57 年（1982 年）8 月洪水等により家屋の浸水被害があ
3 った富士川中流部等においては、早期に安全度を向上させるために浸水防止対策等を実施
4 する。

5 実施に当たっては、多様な手段を組み合わせ、地区の特性を考慮しつつ、地域住民や地
6 方公共団体との調整を図りながら実施することとする。

7 また、気候変動を踏まえ海岸堤防の計画が見直された場合は、必要に応じて高潮堤防の
8 整備を実施する。

9 表 12 堤防整備等に係る施行の場所
10

河川名		施行の場所			機能の概要
富士川	左岸	静岡県富士市松岡	H38～H50付近	4.2k～5.6k付近	流下能力 向上
		山梨県身延町帯金	H233～H240付近	41.5k～42.9k付近	
		山梨県身延町宮木	H265～H268付近	47.7k～48.3k付近	
	右岸	静岡県富士市岩淵舟山町	H38～H40付近	4.2k～4.4k付近	
		山梨県身延町飯富～身延町伊沼	H267～H272付近	48.1k～49.1k付近	
		山梨県身延町切石	H285～H287付近	51.7k～52.1k付近	
		山梨県南巨摩郡富士川町鯨沢	K8～K16付近	58.8k～59.7k付近	
笛吹川	左岸	山梨県市川三郷町高田～市川三郷町市川大門	F10～F22付近	1.1k～2.5k付近	
		山梨県笛吹市石和町四日市場～石和町下平井	F161～F175付近	17.7k～19.3k付近	
	右岸	山梨県山梨市南	F248付近	26.7k付近	

11 ※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行す
12 ることがある。

13 2) 河道掘削

14 洪水を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施する。

15 河道掘削等の実施に当たっては、将来確保すべき流下能力を踏まえた河道形状の検討を
16 行う他、河道の変化、多様な動植物が生息・生育・繁殖を行う良好な河川環境の保全と創
17 出や水利用に配慮するとともに、継続的な観測を実施しつつ、その結果を踏まえながら実
18 19

- 1 施することとし、河道掘削等により発生する土砂は、堤防の整備等への有効活用や、総合
- 2 土砂管理の観点から海岸事業との連携や、民間活力の活用を図る。

1

表 13 河道掘削等に係る施行の場所

河川名	施行の場所			機能の概要
富士川	左岸	静岡県富士市五貫島～富士市五貫島	H0～H3付近	0.0k～0.4k付近
	右岸	静岡県静岡市清水区蒲原～清水区蒲原		
	左岸	静岡県富士市松岡～富士宮市沼久保	H39～H77付近	4.3k～10.3k付近
	右岸	静岡県富士市岩淵丹山町～富士市北松野清水町		
	左岸	静岡県富士宮市羽酌舩島～富士宮市羽酌舩島	H86～H88付近	12.3k～12.8k付近
	右岸	静岡県富士市北松野保下町～富士宮市羽酌舩島		
	左岸	静岡県富士宮市長貴橋場～富士宮市長貴橋金	H92～H95付近	13.7k～14.4k付近
	右岸	静岡県富士宮市内房～富士宮市内房尾崎		
	左岸	静岡県富士宮市長貴上長貴～富士宮市下稲子第一	H102～H107付近	16.1k～17.2k付近
	右岸	静岡県富士宮市内房橋上～富士宮市内房橋上		
	左岸	山梨県南部町十島～南部町十島	H122～H129付近	20.1k～21.4k付近
	右岸	山梨県南部町万沢元宿～南部町万沢朝日		
	左岸	山梨県南部町井出～南部町内給下	H137～H153付近	22.9k～26.2k付近
	右岸	山梨県南部町万沢朝日～南部町福士文京		
	左岸	山梨県身延町下田原～市川三郷町橋南	H285～H305付近	51.7k～55.7k付近
	右岸	山梨県身延町切石～身延町西嶋		
釜無川	左岸	山梨県市川三郷町黒沢	K18～K44付近	59.9k～62.7k付近
	右岸	山梨県富士川町中部～富士川町巖沢北		
	左岸	山梨県市川三郷町市川大門～中央市今福新田	K81～K87付近	66.8k～67.4k付近
	右岸	山梨県市川三郷町市川大門～南アルプス市東南湖		
	左岸	山梨県中央市山之神	K131～K136付近	72.0k～72.6k付近
	右岸	山梨県中央市鏡中条		
	左岸	山梨県甲斐市竜王～甲斐市宇津谷	K188～K215付近	78.2k～81.1k付近
	右岸	山梨県南アルプス市上高砂～荻崎市龍岡町越道		
	左岸	山梨県荻崎市栄～本町	K229～K238付近	82.7k～83.7k付近
	右岸	山梨県荻崎市龍岡町若尾新田		
笛吹川	左岸	山梨県荻崎市龍岡町若尾新田	K244付近	84.4k付近
	右岸	山梨県荻崎市龍岡町若尾新田		
	左岸	山梨県市川三郷町高田～甲府市下曾根町	F0～F80付近	0.0k～9.9k付近
	右岸	山梨県市川三郷町高田～甲府市大津町		
	左岸	山梨県笛吹市八代町北～笛吹市石和町	F150～F173付近	16.5k～19.1k付近
	右岸	山梨県笛吹市石和町小石和～笛吹市石和町		
	左岸	山梨県山梨市小原西一区	F237～F241付近	25.8k～26.0k付近
	右岸	山梨県山梨市万力二区～山梨市南		

流下能力向上

2

※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

4

5

(2) 堤防の安全性を向上させるための対策

人口・資産の集積する甲府盆地や富士平野をはじめとして所要の安全性を向上させるための整備を計画的に実施する。

8

また、水衝部や堤防付近で高速流が発生する箇所においては、状況を監視し、必要に応じて護岸整備や侵食外力を低減する対策等を実施する。

なお、整備に当たっては、多様な水際環境が失われないよう検討する。

表 14 堤防の安全性を向上させるための対策に係る施行の場所

河川名		施行の場所			機能の概要
富士川	左岸	静岡県富士市五貫島～富士市五貫島	H0～H60付近	0.0k～6.8k付近	堤防の 安全性向上
	右岸	静岡県静岡市清水区蒲原～清水区蒲原			
釜無川	左岸	山梨県市川三郷町市川大門～中央市今福新田	K60～K250付近	64.4k～85.0k付近	
	右岸	山梨県市川三郷町市川大門～南アルプス市東南湖			
笛吹川	左岸	山梨県市川三郷町高田～甲府市下曽根町	F0～F264付近	0.0k～28.3k付近	
	右岸	山梨県市川三郷町高田～甲府市大津町			

(3) 超過洪水対策

河川堤防が決壊し甚大な被害が発生した場合でも、洪水を速やかに排水することで湛水期間を短くし、復旧に早期着手するために、富士川に古くから残る、霞堤の機能の保全に努めるほか、既存施設の有効活用や、地域毎の水害リスクを考慮したまちづくりのための関係機関に対する必要な支援を行う。

氾濫水が集中する箇所において、氾濫水の排除に関する検討を行う。

(4) 地震・津波遡上対策

地震動や液状化の影響により、樋門・樋管等の倒壊や、堤防の沈下・崩壊・ひび割れ等、河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、二次災害のおそれがある。

このため、耐震性能の照査等を行い必要に応じて耐震・液状化対策を実施する。

また、津波が遡上する区間では、操作員の安全を確保し、津波による堤内地への浸水を防止するため、樋門・樋管等の遠隔操作化や自動化等を進める。

さらに、平成 23 年（2011 年）に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき関係県が設定する津波浸水想定に対して、必要に応じて情報提供、技術的な支援等に努める。

(5) 危機管理対策

被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動、緊急復旧活動、水防活動等を円滑に行う拠点及びこれにアクセスする管理用通路等について、関係機関との調整の上、洪水時等に周辺地域が浸水した場合にもこれらの活動が円滑かつ効果的に実施できるよう整備を行うほか、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を進めるとともに、排水機場等の耐水化、孤立化の回避対策、予備電源の確保や樋門・樋管等の遠隔操作化や自動化等を進める。

安全な避難場所への避難が困難な地域等においては、地域の意向を踏まえつつ、工事残土の活用等により応急的な避難場所となる高台等を確保するよう努める。

また、雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や河川監視用 CCTV カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を光ファイバー網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設を整備するとともに、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図る。

さらに、大規模地震等の発生時において、緊急用物資の輸送や、被災した河川管理施設の復旧工事、沿川地域の避難者救済活動を円滑に行うため、緊急用河川敷道路の整備及び災害時の緊急輸送路等主要道へ接続する坂路等の整備を実施する。

5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進する。

5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、富士川流域全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや風土、文化、歴史との調和を図りながら、水質の保全、多様な動植物の良好な生息・生育・繁殖の場の保全・創出と、豊かな河川景観、河川利用、土砂動態等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえた保全・創出を行う。

河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要する場合もあるため、工事や外来種対策などの実施前後に河川環境のモニタリングを実施し、河川の作用による変化に応じて順応的な管理を行う。

(1) 水質保全

水質については、地域住民や関係機関と連携を図り、環境基準を満足する現在の良好な水質を保全する。

また、水質異常が発生した際には、関係機関と連携し迅速に対処し、被害の拡大を防止する。

(2) 動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出

河川の整備に当たっては、現状の河川環境を保全することを基本とし、河道掘削などを行う上では、ハリエンジュやアレチウリ等の外来生物や特定外来生物の駆除を行うとともに、水際形状を工夫して、多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるエコトーンが創出できるよう留意し、河道形状の工夫、発生した巨礫や玉石の活用等を通じて、水域も含めた、動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図る。特に、代表区間において河道掘削等を実施する場合には、現在の良好な環境が、可能なかぎり保全できるよう留意するとともに、代表する河川環境区分における目標となるよう、良好な河川環境の創出を図る。

河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要する場合もあるとともに、河川の作用によって常に変化するものであることから、短期的な変化だけではなく、中長期的、広域的な変化も含めて取組を評価する。

釜無川では、カワラヨモギ等の生育・繁殖の場となる礫河原、ミヤマシジミの食草となるコマツナギ等の生育・繁殖の場となる草地環境、オイカワ、ウグイ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵、カヤネズミ等の哺乳類や、オオヨシギリ等鳥類などの生息・繁殖の場となるオギ群落の環境が形成されており、河川整備にあたっては、礫河原、草地環境、瀬・淵、オギ群落の環境に留意しながら、保全・創出を図っていく。

富士川中流部では、カワセミ等の鳥類の生息・繁殖の場となる崖地、イカルチドリ、コアジサシ等の鳥類、カワラヨモギ、カワラハハコ等植物の生息・生育・繁殖の場となる礫河原、カヤネズミ等哺乳類や、オオヨシキリ等などの鳥類などの生息・繁殖の場となるオギ群落、オイカワ、ウグイ、カジカ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、河川整備にあたっては、崖地、礫河原、オギ群落、瀬・淵の環境に留意しながら、保全・創出を図っていく。

富士川下流部では、ハマゴウ等の植物の生育・繁殖の場となる海浜性砂丘環境、イカルチドリ、コアジサシ等の鳥類の生息・繁殖の場となる礫河原、オイカワ、ウグイ、カマキリ（アユカケ）等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、河川整備にあたっては、海浜性砂丘環境、礫河原、瀬・淵の環境に留意し、保全・創出を図っていく。

笛吹川上流部では、イカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖の場となる礫河原、ミゾコウジュ等の生育・繁殖の場となる水際環境、カヤネズミ等哺乳類や、オオヨシキリ等の鳥類などの生息・繁殖の場となるツルヨシ群落、オイカワ、カワヨシノボリ等の魚類の生息・繁殖の場となる瀬・淵の環境が形成されており、河川整備にあたっては、礫河原、水際環境、ツルヨシ群落、瀬・淵の環境に留意しながら、保全・創出を図っていく。

笛吹川下流では、ミナミメダカ、ガン・カモ類の生息・繁殖の場となるワンド・たまり、オオヨシキリ等の鳥類などの生息・繁殖の場となるヨシ群落・オギ群落、イカルチドリ等の鳥類の生息・繁殖の場となる砂礫河原の環境が形成されており、河川整備にあたっては、ワンド・たまり、ヨシ群落・オギ群落、砂礫河原に留意しながら、保全・創出を図っていく。

また、定量目標を設定した、富士川下流部の H46～H54 付近（5.0km～6.0km 付近）の整備にあたっては、流下能力確保のための河道掘削に併せて、イカルチドリやコアジサシ等が生息・繁殖する場となる礫河原環境を創出する。掘削にあたっては、ハリエンジュやアレチウリ等の外来生物や特定外来生物の駆除を行うとともに、水際形状を工夫して、多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるエコトーンが創出し、水域では、掘削時に発生した巨礫や玉石等を活用し、多様な流速の場を創出しカマキリ（アユカケ）等の休息場や隠れ場を保全・創出し、治水と環境が調和したかわづくりを実施する。

なお、工事や外来種対策などの実施前後に河川環境のモニタリングを実施し、生息場と生物の利用状況を踏まえて順応的な管理を行う。さらに、河道掘削・順応的管理等で得られた知見を踏まえて、他の区間の施行に反映していく。

表 15 河川環境の整備と保全に関わる施行の場所

河川名	施行の場所		機能
釜無川	武田橋～富士川大橋	K58～K250付近 (65.0km～85.0km付近)	河道掘削の工夫による礫河原、草地環境、瀬・淵、オギ群落の保全・創出
富士川	中流部 富士川大橋～雁堤上流	H62～K64付近 (7.0km～65.0km付近)	河道掘削の工夫による崖地、礫河原、瀬・淵の保全・創出
	下流部 雁堤上流～河口	H0～H62付近 (0.0km～7.0km付近)	河道掘削の工夫による礫河原、瀬・淵の保全・創出 海浜性砂丘環境の保全・創出
	下流部	H46～H54付近 (5.0km～6.0km付近)	河道掘削の工夫による礫河原環境の面積が25ha程度存在
笛吹川	上流部 岩手橋～蛭見橋	F146～F264付近 (16.0km～28.0km付近)	河道掘削の工夫による礫河原、水際環境、ツルヨシ群落、瀬・淵の保全・創出
	下流部 蛭見橋～富士川合流点	F0～F146付近 (0.0km～16.0km付近)	河道掘削の工夫によるワンド・たまり、ヨシ群落・オギ群落、礫河原の保全・創出

特定外来生物・外来生物等の生息・生育・繁殖が確認される場合は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施する。

(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備

人と河川との豊かなふれあいの確保については、自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施する。

また、沿川地方公共団体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、ユニバーサルデザインに配慮した地域住民に親しまれる河川整備を推進する。

河川空間の利活用ニーズの高まりにより、「かわまちづくり」が行われる場合は、推進主体と連携して、かわまちづくり計画策定への支援を行い、治水上及び河川利用上の安全・安心に配慮した河川管理施設の整備を実施する。

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

富士川の河川管理に当たっては、急流河川の特性和土砂流出が多いことにより河道の変化が顕著であるという河川特性を十分に踏まえ、基礎データの収集や、河川巡視、点検等により河川の状態を適切に把握し、状態の分析・評価、評価結果を基に、河川の整備、維持管理対策を実施する。

河川維持管理に当たっては、維持管理の目標、河川の状態把握の頻度や時期、具体的な維持管理対策等を定めた「富士川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】（以下「河川維持管理計画」という。）」に基づき、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとする「サイクル型維持管理」により効果的・効率的に実施する。なお、維持管理対策では十分な対応が困難な場合には、河道計画にフィードバックした検討を行い、必要に応じて河道計画を見直すとともに、河道及び河川管理施設等の状況変化、河川維持管理の実績、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、河川維持管理計画の見直しを行う。

河川管理施設の老朽化対策等では、施設状況等のデータベース化を図り、計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進する。なお、河川の維持管理に当たっては、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、新技術の開発や活用とあわせ、河川の整備・維持管理全体の高度化・効率化に努める。

これらの実施に当たっては、動植物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を図る。

なお、河川管理施設に影響を及ぼす野生動物の対策については、その対応について検討を行う。

5.2.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

洪水、津波、高潮等の発生時において、河川管理施設の機能が適切に発揮されるよう、維持管理を行う。

(1) 河道の維持管理

河道の機能を適切に維持していくため、適切に点検、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努める。

河道内の堆積土砂や樹林化の進行は、流下能力の低下や樋門・樋管等の排水機能の低下等の支障をきたすおそれがあるため、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採を実施する。また、出水に伴う河岸の変状について、堤防保護の支障となる場合には、適切な措置を実施する。土砂の除去、樹木の伐採等の維持管理の実施に当たっては、瀬・淵等の状況、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響を考慮し、良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、公募等による民間活力の活用を検討し、適切な河道の維持管理を行う。

(2) 堤防の維持管理

堤防の機能を適切に維持していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見すること等を目的として、適切に堤防除草、点検、巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理する。また、点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じていく。特に、樋門・樋管等の構造物周辺や高潮堤で沈下等が把握された場合には、空洞化の有無等について調査を行い、適切な補修を実施する。このほか、堤防決壊による被害を最小限にとどめるために、霞堤の機能の保全、堤防の機能を維持するための適切な植生管理、作業員の高齢化等による担い手不足等に対応する除草機械の遠隔化・自動化による作業の効率化・省人化等を推進するとともに、公募等による民間活力の活用や地域との共働を検討する。

(3) 樋門・樋管等の河川管理施設の維持管理

樋門・樋管・排水機場等の河川管理施設の機能を適切に維持していくため、洪水、津波、高潮等の際に必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図る。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良・更新を実施する。ま

1 た、改築・改良・更新に当たっては、新たな技術や知見を取り入れ、ライフサイクルコスト
2 の縮減を図りつつ検討を行う。

3 河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施する。これらの施設を操
4 作する操作員や関係する地方公共団体職員に対し、施設の機能や操作等に関する講習会・訓
5 練を必要に応じて実施する。また、施設操作の確実性を高めるため、予備電源の確保等のバ
6 ックアップ機能の強化に加え、操作員等の安全確保や高齢化等による操作員のなり手不足へ
7 の対応として、必要に応じ施設操作の遠隔化・自動化や無動力化等を進めていく。

8 雨量観測所、水位観測所、河川監視用 CCTV カメラ、光ファイバー等の施設については、
9 これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施する。これらの施設を通じて得られた情
10 報を一元的に集約・整理することにより河川管理の効率化に努める。

11 河川防災ステーション、緊急用河川敷道路等の施設について、平常時は沿川地方公共団体
12 と連携し適正な利用を促進するとともに、災害発生時に活用できるよう適切に維持管理を実
13 施する。また、堤防に設置された階段や緩勾配坂路の施設については地方公共団体と連携し、
14 利用者が安全・安心に使用ができるよう努める。

表 16 維持管理に係わる施行の場所

主な河川管理施設等		施設名及び設置場所	
堤防 (護岸、水制含む)		直轄管理区域内の堤防整備区間 (富士川及び釜無川:114.3km、笛吹川:59.6km)	
排水樋門・樋管	富士川	小池川排水樋門	静岡県静岡市清水区蒲原字向島
		尾崎第2排水樋管	静岡県富士宮市尾崎
		尾崎排水樋管	静岡県富士宮市尾崎
		長貫第2排水樋管	静岡県富士宮市長貫
		長貫排水樋管	静岡県富士宮市長貫
		橋上第2排水樋管	静岡県富士宮市橋上
		橋上排水樋管	静岡県富士宮市橋上
		十島排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町十島
		越渡排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町越渡
		井出第2排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町井出
		井出排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町井出
		福士排水樋門	山梨県南巨摩郡南部町福士
		内船第3排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町内船
		内船第2排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町内船
		内船排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町内船
		睦合第3排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町睦合
		睦合第2排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町睦合
		睦合排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町睦合
		南部第2排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町南部
		南部排水樋管	山梨県南巨摩郡南部町北坂
		大野排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町大野
		丸滝第3排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町丸滝
		丸滝排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町丸滝
		波木井排水樋門	山梨県南巨摩郡身延町波木井
		波木井排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町波木井
		八日市場第1排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町八日市場
		八日市場第2排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町八日市場
		飯富第2排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町八日市場
		田原川樋門	山梨県南巨摩郡身延町下田原
		下田原排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町下田原
		下田原第2排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町下田原
		手打沢排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町手打沢
		鴨狩排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向
		西島排水樋管	山梨県南巨摩郡身延町西島

		細田排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町岩間
		岩間排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町岩間
		岩間第2排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町岩間
		楠甫排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町楠甫
		楠甫第2排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町楠甫
		鹿島排水樋管	山梨県南巨摩郡富士川町鹿島
		鹿島第2排水樋管	山梨県南巨摩郡富士川町鹿島
		新田排水樋管	山梨県南巨摩郡富士川町新田
		南川排水樋管	山梨県南巨摩郡富士川町白子
排水樋門・樋管	釜無川	横川排水機場樋管	山梨県南アルプス市東南湖
		上高砂排水樋管	山梨県南アルプス市上高砂
	笛吹川	向新田排水樋管	山梨県西八代郡市川三郷町向新田
		高部排水樋管	山梨県中央市高部
		穂池排水機場樋管	山梨県甲府市西下条島崎
		柏排水機場樋管	山梨県甲府市上曾根
		四日市場第2排水樋管	山梨県笛吹市石和町四日市場
		四日市場排水樋管	山梨県笛吹市石和町四日市場
		万力排水樋管	山梨県山梨市万力
		岩手排水樋管	山梨県山梨市岩手
排水機場	釜無川	横川排水機場	山梨県南アルプス市東南湖
	笛吹川	穂池排水機場	山梨県甲府市西下条島崎
		柏排水機場	山梨県甲府市上曾根
救急排水機場	富士川	下田原救急排水機場	山梨県南巨摩郡身延町下田原
		新田救急排水機場	山梨県南巨摩郡富士川町新田

(4) 許可工作物の機能の維持

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で技術的基準及び許可条件に基づいた適切な維持管理がなされているかの確認を行うことにより、施設の管理状況を把握する。また、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、必要に応じて施設管理者に対し改築等の指導を行う。

また、洪水、津波、高潮等の原因により施設に重大な異状が発生した場合は、施設管理者に対し河川管理者への情報連絡を行うよう指導する。

(5) 不法行為に対する監督・指導

河川敷地において流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して適正な監督・指導を行う。

(6) 河川等における基礎的な調査及び研究

治水・利水・環境の観点から、河川を総合的に管理していくため、流域内の降雨量の観測、河川の水位・流量の観測、風向・風速の観測、河川水質の調査等を継続して実施する。また、樹木の繁茂状況、河床の変化、河床材料等を必要に応じて調査する。

観測精度を維持するため、日常の保守点検を行うとともに、必要に応じて観測施設や観測手法の改善等を行う。

さらに、洪水時における水理特性等に関する調査・研究を推進し、その成果を、具体的な工事や維持管理に活用する。

気候変動の影響に伴う水災害の頻発化・激甚化や、渇水の頻発化、長期化、深刻化など様々な事象まで想定し、この課題に対応する視点として必要な流域の降雨量、降雪・融雪量、降雨の時間分布・地域分布、流量等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行い、予測精度の向上を図る。また、河川環境については、河川水辺の国勢調査等により、モニタリングを実施し、影響を把握する。

(7) 地域における防災力の向上

堤防決壊等による洪水氾濫が発生した場合、自助・共助・公助の精神のもと、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図る必要がある。そのため、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう、関係機関との一層の連携を図る。

また、洪水時の連絡体制が確立されるよう平常時から地方公共団体・報道機関の関係機関等と防災に関する様々な情報の共有を行うなど一層の連携を図る。

1
2 **1) 水防災意識社会再構築ビジョン**

3 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）による水害を受け、社会資本整備審議会にお
4 いて平成 27 年（2015 年）12 月「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方
5 について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

6 国土交通省では、答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全
7 ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市区町村を対象に「大規模氾濫減災協
8 議会」を設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推
9 進することとした。

10 このような中、平成 28 年（2016 年）8 月北海道・東北地方を襲った一連の台風による
11 水災害を踏まえ、平成 29 年（2017 年）6 月に国土交通省は水防災意識社会の再構築に向
12 けた緊急行動計画をとりまとめ、さらに、平成 30 年 7 月豪雨（2018 年）を踏まえた計画
13 の改定を平成 31 年（2019 年）1 月に行った。

14 富士川においても、「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、沿川の市町と関係県、
15 気象庁、国土交通省関東地方整備局及び関係機関で構成される「富士川流域における減災
16 対策協議会」を設立した。

17 本協議会では、『土砂流出の多い急流河川の特徴を踏まえ、富士川水系の直轄管理区間
18 及びその氾濫エリア内の主要支川で発生しうる大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や防
19 災機能の維持を含む「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標として定め、各構成
20 員が連携して実施する取組方針を定めた。

21 今後、取組を推進するとともに、訓練等を通じた習熟や改善を図る等、継続的なフォロ
22 ーアップを行っていく。

23 また、「減災対策協議会」の場の活用等により、河川事務所等の行動を中心に整理する
24 流域単位のタイムライン（流域タイムライン）と、市町の行動を中心に整理する市町単位
25 のタイムライン（市町タイムライン）などが階層的かつ相互に連携するように作成・活用
26 する。

2) 洪水予報等の発表

洪水予報河川において、気象庁と共同して洪水のおそれがあると認められるときは水位等の情報を関係県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、地点別の個別氾濫ブロックについて危険を把握できるよう、上流から下流にかけて連続的かつ左右岸別に時々刻々と変化する洪水の危険性を的確に評価できる「水害リスクライン」において示すとともに、引き続き洪水予測の高度化を進める。水位周知河川において、洪水特別警戒水位に達したときは、当該河川の水位等の情報を示し、その旨を関係県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、これを一般に周知する。

また、平常時から洪水予報等に関する情報の共有及び連絡体制の確立が図れるよう、気象庁、地方公共団体、報道機関等の関係機関等との連携を一層図る。

さらに、富士川は流路延長が長く、富士川中流区間が山間狭隘部となっていることから、広範囲に強い降雨が続き同時多発的に被害が発生した場合、状況把握、情報伝達、避難行動を円滑に進めるため、関係機関が連携し、水防・避難行動のための体制等の充実を図る必要がある。

表 17 洪水予報河川

洪水予報河川※	基準水位観測所※
富士川	清水端（富士川町）、南部（南部町）
釜無川	船山橋（韮崎市）
笛吹川	石和（笛吹市）

※洪水予報河川、基準水位観測所については、今後変更される場合がある。

表 18 水位周知河川

水位周知河川※	基準水位観測所※
塩川	金剛地（甲斐市、韮崎市）

御勅使川	堀切（韮崎市、南アルプス市）
重川	重川（山梨市）
日川	日川（笛吹市、山梨市）
早川	早川橋（身延町）

＊水位周知河川、基準水位観測所については、今後変更される場合がある。

3) 水防警報の発表

水防警報河川において、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときは、水防警報を発表し、その警報事項を関係県知事に通知する。また、平常時から水防に関する情報の共有及び連絡体制の確立が図れるよう、関係機関との連携を一層図る。

表 19 水防警報河川

水防警報河川※	基準水位観測所※
笛吹川	石和（笛吹市）、桃林橋（中央市）
重川	石和（笛吹市）
日川	石和（笛吹市）
濁川	桃林橋（中央市）
釜無川	船山橋（韮崎市）、浅原橋（中央市）、清水端（富士川町）
塩川	船山橋（韮崎市）
御勅使川	船山橋（韮崎市）
富士川	南部（南部町）、松岡（富士市）
早川	南部（南部町）

※水防警報河川、基準水位観測所については、今後変更される場合がある。

4) 的確な水防活動の促進

堤防の漏水や河岸侵食に対する危険度判定等を踏まえて、重要水防箇所をきめ細かく設定し、水防管理者に提示するとともに、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所に河川監視用 CCTV カメラや危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者にリアルタイムで提供していく。

水防活動の重点化・効率化に資するため、堤防の縦断方向の連続的な高さについてより詳細に把握するための調査を行い、許可工作物周辺を含む越水に関するリスクが特に高い箇所を特定し、水防管理者等と共有を図る。

また、水防資機材の備蓄、水防工法の普及、水防訓練の実施等を関係機関と連携して行うとともに、平常時からの関係機関との情報共有と連携体制を構築するため、水防協議会等を通じて重要水防箇所の周知、情報連絡体制の確立、防災情報の普及等を図る。

1 なお、水防活動が行われる際には、水防活動に従事する者の安全の確保が図られるよう
2 に配慮する。

3 さらに、水防協力団体制度や地区防災計画制度を活用して自主防災組織や企業等の参画
4 を図る。また、地域住民等から情報を収集する仕組みについても検討する。

5) 河川情報の収集と伝達

7 雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や河川監視用
8 CCTV カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行う。

9 洪水時に住民が危険性を認識できるよう、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラ
10 を活用した監視体制の充実を図るとともに、情報提供の仕組みを構築し、施設の能力を上
11 回る洪水等に対し、河川水位、河川流量等を確実に観測できるよう観測機器の改良や配備
12 の充実を図る。

13 雨量情報及び水位情報、河川監視用 CCTV カメラによる基準水位観測所等の主要地点
14 の画像情報等について、情報インフラ（光ファイバー網、インターネット、地上デジタル
15 放送（データ放送）及び携帯端末等）を積極的に活用し、わかりやすく、かつ迅速に防災
16 情報を提供する。

17 また、従来から用いられてきた水位標識、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段
18 についても、関係地方公共団体と連携・協議して有効に活用する。

19 洪水による河川水位の上昇、津波、高潮による海面水位の上昇等、進行に応じて危険度、
20 切迫度が住民に伝わりやすくなるよう、これらの情報を早い段階から時系列で提供する。

6) 災害時の支援等

23 水門・樋門等を通じて富士川等に流入する支川では、洪水、津波、高潮時に富士川等へ
24 の排水が困難となることがある。そのため、応急的な排水対策として、地方公共団体から
25 の要請により排水ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害の防止又は軽減を図る。

26 万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するため
27 の緊急的な災害復旧手法及び氾濫流の制御・リスク分散に利用可能な既設の構造物の活用

や排水ポンプ設備や水門等の有効活用について検討するほか、他の地方整備局等からの人員、資機材の支援があった場合の受け入れ体制について検討する。

また、平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立が図られるよう、地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関との連携を一層図る。

大規模水害時等においては、市町の災害対応全般にわたる機能が著しく低下するおそれがあるため、民間人材の活用や関係機関と連携し、TEC－FORCE（Technical Emergency Control FORCE：緊急災害対策派遣隊）等が実施する、災害発生直後からの UAV やレーザ計測などの遠隔・非接触計測技術等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水等の市町への支援体制の強化を行う。

7) 水害リスクの評価、水害リスク情報の共有

想定最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係する地方公共団体と連携して検討する。具体的には、洪水浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水区域内の住民の避難の可否等を評価したうえで、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係する地方公共団体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努める。

また、単一の規模の洪水だけでなく想定最大規模までの様々な規模の洪水等の浸水想定を作成し、提示するとともに、床上浸水の発生頻度や人命に関わるリスクの有無などの水害リスクを評価し、地方公共団体、企業及び住民等と水害リスク情報の共有を図る。

さらに、的確な避難のためのリードタイムの確保等に資するハード対策や土地利用、住まい方の工夫等の新たな施策を、関係する地方公共団体と連携して検討し、必要な対策については、関係する地方公共団体と適切な役割分担のもとで実施する。

8) 住民等の主体的な避難の促進

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、洪水等による被害の軽減を図るため、想定最大規模の洪水が発生した場合に浸水が想定される区域を平成 29 年（2017 年）3 月に指定・公表した。

指定した洪水浸水想定区域に基づき、大臣管理区間からの氾濫が及ぶすべての地方公共団体で、ハザードマップが逐次更新されるよう、支援していく。なお、河川整備の進捗、対象とする降雨等の外力の変更等により、洪水浸水想定区域の大幅な変更が見込まれる場合等は、適宜見直しを行う。

一方、要配慮者利用施設及び大規模工場等における水防力の強化を図るため、管理者等に対し、洪水、雨水出水、高潮又は津波を対象とした避難確保計画や浸水防止計画の作成を支援していくとともに、管理者等が実施する避難訓練について、必要に応じて助言及び情報提供を行う。

さらに、洪水時に避難行動につながるリアルタイム情報として、スマートフォン等を活用し、洪水予報等をプッシュ型で直接住民に情報提供するためのシステム整備に努めるとともに、洪水時に住民等が的確なタイミングで適切な避難を決断できるよう、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムライン等の取組が推進されるよう支援する。

堤防等の施設については、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能、施設能力を上回る外力が発生した際の被害の状況や避難の必要性等について住民等へ周知するとともに、洪水時には施設の操作状況等に関するわかりやすい情報提供を行う。

9) 防災教育や防災知識の普及

自主防災組織の結成等、地域の自主的な取組を促すとともに、ハザードマップを活用した訓練等の実施に関して、関係地方公共団体と連携し支援に努める。

また、学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、年間指導計画や板書計画の作成にあたり参考となる水害を対象とした避難訓練の実施に関する情報等を教育委員会等に提供するなど支援する。日頃から河川との関わりを持ち、親しんでもらうことで防災知識の普及に資するために河川協力団体や住民等による河川環境の保全活動や防災知識の普及啓発活動等の支援に努める。

また、市町の避難情報や、河川の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進する。

10) 市町による避難指示等の適切な発令の支援

重要水防箇所等の洪水に対しリスクが高い区間について、市町、水防団、自治会等との共同点検を確実に実施する。実施に当たっては、当該箇所における氾濫シミュレーションを明示する等、各箇所の危険性を共有できるよう工夫する。

また、避難指示等の発令範囲の決定に資するため、堤防の想定決壊地点毎に氾濫が拡大していく状況が時系列でわかる氾濫シミュレーションを市町に提供するとともに、ホームページ等で公表する。

さらに、洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、上流の水位観測所の水位等も含む水位情報やリアルタイムの映像を市町と共有するための情報基盤の整備を行う。

洪水時には、水防団の的確な水防活動や市町村からの迅速な避難情報の発表が住民の適切な避難行動に結びつくために、水防法等に基づく水防警報や洪水予報等の発表に加え、ホットライン等の実施や、広域避難も視野に入れ流域の関係する地方公共団体を対象として運用を行っている「流域タイムライン」により、関係者で危機感の共有を図ることにより事前防災体制の充実・強化を図る。また、流域タイムラインは「減災対策協議会」の仕組みを活用し、継続的に課題の整理を行い必要な改善を図るとともに、市町が作成する避難に関する計画等に着目したタイムライン（防災行動計画）の改善に対しては必要な技術的支援を行う。

11) 水害リスク情報の発信

開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、現在住宅地を中心に行われている街の中における想定浸水深の表示について、住宅地外への拡大を図る。

また、浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」の整備を進め、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等の促進を図る。

12) 円滑な避難のための対策

氾濫が生じた場合でも、円滑な避難を促進し、人的被害の防止を図るために、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合の浸水深、避難の方向、避難場所の名称や距離等を記載した標識を関係市町と適切な役割分担のもとで設置するとともに、ハザードマップを活用した避難場所や避難経路の確保に向けた地方公共団体の取組に対して技術的な支援等を行う。

13) 特定緊急水防活動

洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、浸入した水を排除するなどの特定緊急水防活動を実施する。

5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努める。また、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。さらに、エネルギーとしての活用を推進するために、小水力発電事業者と関係機関との情報共有を進める等により小水力発電プロジェクトの形成を支援する。

なお、発電による減水区間については、必要な流量の確保に向けて、関係機関と協力しながら、流量確保に向けた取組を行っていく。

異常渇水を含め渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する協議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行う。

また、水利使用者や関係機関がお互いを尊重しながら水利使用の調整についての協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報提供を行う。

流域総合水管理の一環として、流域のあらゆる関係者と協働して、合理的な水利用の促進と流域の貯留・涵養機能の維持及び向上のための取組を推進する。

5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質の保全、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ、自然と調和を図った整備と保全を行う。

実施に当たっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聞くとともに、新技術の開発や活用の可能性を検討するなど、ライフサイクルコストの縮減に努める。

(1) 水質の保全

水質観測については引き続き水質観測地点で定期的な観測を続けるとともに、水質異常時の監視を行い、これらの情報を県、市町等の関係機関に提供する。

また、望ましい水質に関する啓発及び美しい川を守ることの大切さを学習するための情報等の収集に努め、その提供を行う。

なお、水質は、本川のみならず支川等も含めた流域全体の社会生活に起因する汚濁負荷量に支配されることから、関係機関及び地域住民と連携し、住民による簡易水質測定などの啓発活動を通じ汚濁負荷量の軽減を図る。

富士川の水質事故対策については関係機関と連携し、より適切な対応を図るため関東地方水質汚濁対策連絡協議会を活用し、体制の充実強化を図るとともに、住民に対する啓発活動を通じ、水質汚濁防止の重要性に関する理解を深めていく。

水質事故時は、関係機関と連携した迅速かつ的確な対処により被害の拡大を防止する。さらに河川巡視及び河川愛護モニター等により水質の監視を行い、異常水質の早期発見に努める。

(2) 自然環境の保全

良好な自然環境の維持を図るためには、河川環境の実態を定期的、継続的、統一的に把握する必要があることから、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施する。調査結果については、動植物の生息・生育・繁殖環境等の基礎情報として活用するとと

1 もに、市民団体、学識経験者、関係機関が有する環境情報等と合わせて情報の共有化を図り、
2 河川整備等の実施時に活用する。

3 なお、河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要す
4 る場合もあり、かつ、河川的作用によって常に変化するものであることから、短期的な変化
5 だけではなく、中長期的、広域的な変化も含めて取組を評価するものとし、対策が必要とな
6 った場合は、河川的作用による変化に応じて順応的な管理を行う。また、生態系ネットワー
7 ク連続性の観点からアユ、ウグイ等の回遊魚が遡上及び降下できるよう施設管理者や関係機
8 関と連携し、移動経路の確保に関する調査検討を行う。

9 なお、樋門・樋管等で落差による生態系ネットワークの分断が生じているものについては、
10 施設管理者と協議を行い連続性の確保に努める。

11 特定外来生物・外来生物等の生息・生育・繁殖が確認される場合は、必要に応じて学識経
12 験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施する。

14 (3) 河川空間の適正な利用

15 富士川においては、公園、運動場等の占用による施設的利用及び散策、釣りなどの自由使
16 用がなされていることから、河川敷の占用及び一時使用の許可に当たっては、当該地の自然
17 環境の保全について十分考慮したうえで適正な利用が行われるよう施設管理者等を指導する
18 とともに、利用者に対する啓発に努める。

19 また、既存の親水施設、坂路や階段等についても、地域住民や沿川地方公共団体と一体と
20 なって、誰もがより安心・安全に利用できるよう維持管理を行う。

21 富士川にかかわる伝統的な祭りや行事及び史跡等は、地域の伝統文化を現在から将来にわ
22 たって伝えていく役割を果たしている。このため、地域文化伝承の観点から祭り等での河川
23 敷の利用や史跡等の保全に協力するとともに、その基礎となる河川空間の保全につとめる。

1 (4) 水面の適正な利用

2 水面の利用に当たっては、河川管理を適正に行いつつ河川における自由使用（ラフティン
3 グ等）がある河川区域については、必要に応じて、環境保全及び安全指導を行うものとする。

5 (5) 景観の保全

6 富士川は河道及びそれを取り巻く環境が有する優れた自然的景観要素並びに信玄堤や万力
7 林、雁堤等の歴史的治水施設による歴史的景観要素などにより、優れた河川景観を有してい
8 ることから、河川整備に当たっては富士川の景観の保全を図るとともに、占用者による新た
9 な施設の設置等に当たっても同様の指導を行う。

11 (6) 環境教育の推進

12 環境教育や自然体験活動等への取組について、河川協力団体、市民団体、地域の教育委員
13 会、学校や民間企業等、関係機関と連携し、推進する。

14 また、河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親
15 しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援する。

16 富士川を利用する人々による水難事故の発生に対処するため、河川管理者並びに、地方公
17 共団体、警察署、消防署等と連携し、防止に努める。

18 子供たちだけでなく地域の人々と共に、富士川の自然環境や水辺を利用した総合学習の支
19 援を行うため、自然を生かした水辺や施設を維持・保全する。

21 (7) 不法投棄対策

22 河川には、テレビ、冷蔵庫等の大型ゴミや家庭ゴミの不法投棄が多いため、地域住民の参
23 加による河川の美化・清掃活動を沿川地方公共団体と連携して支援し、河川美化の意識向上
24 を図る。また、地域住民、河川協力団体や NPO 及び警察等と連携・協働した河川管理を行う
25 ことで、ゴミの不法投棄対策に取り組む。

6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策

気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係機関が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。富士川流域の流出特性や流下特性を踏まえ、霞堤等の既存施設を活用した取組など、流域治水・水利用・流域環境間で利益相反する課題について調整を進める。

6.2 総合的な土砂管理

富士川流砂系では、土砂移動に起因する様々な課題に対して、関係機関が協力し解決に向けた改善策や目標を検討して総合的な土砂管理に取り組むことを目的として定めた連携方針を踏まえ、関係機関と連携を図りながら取組を進める。

河道領域では、学識経験者、関係機関等との連携のもと、洪水時における河床変動の把握、河床材料調査及び河床変動調査等の土砂移動に関するモニタリング調査の継続、関係機関との土砂生産及び移動に関するデータの相互提供、土砂移動の予測手法の検討を実施し、得られた結果を元に土砂生産域から海岸域にかけての流砂系における連続性の改善検討などを実施する。

また、流下能力の確保・維持及び河川管理施設等の機能の維持を目的として、モニタリング結果を元に土砂移動の状況や流下能力の把握等を実施し、土砂の堆積及び侵食による河床の大幅な変動に対して河道を適切に管理するよう努める。

なお、河道掘削等により発生する土砂は、堤防の整備等への有効活用その他、海岸事業との連携や、民間活力の活用を図る。

6.3 地域住民、関係機関との連携・協働

富士川における関係地方公共団体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、河川協力団体、地域住民、関係機関及び民間企業等と一体となった協働作業による河川の整備・維持管理等を推進する。

実施に当たっては、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供、共有すること等により、河川と流域住民等とのつながりや流域連携を促進し、河川清掃、河川愛護活動、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境学習等の支援の充実を図る。

6.4 治水技術の伝承の取組

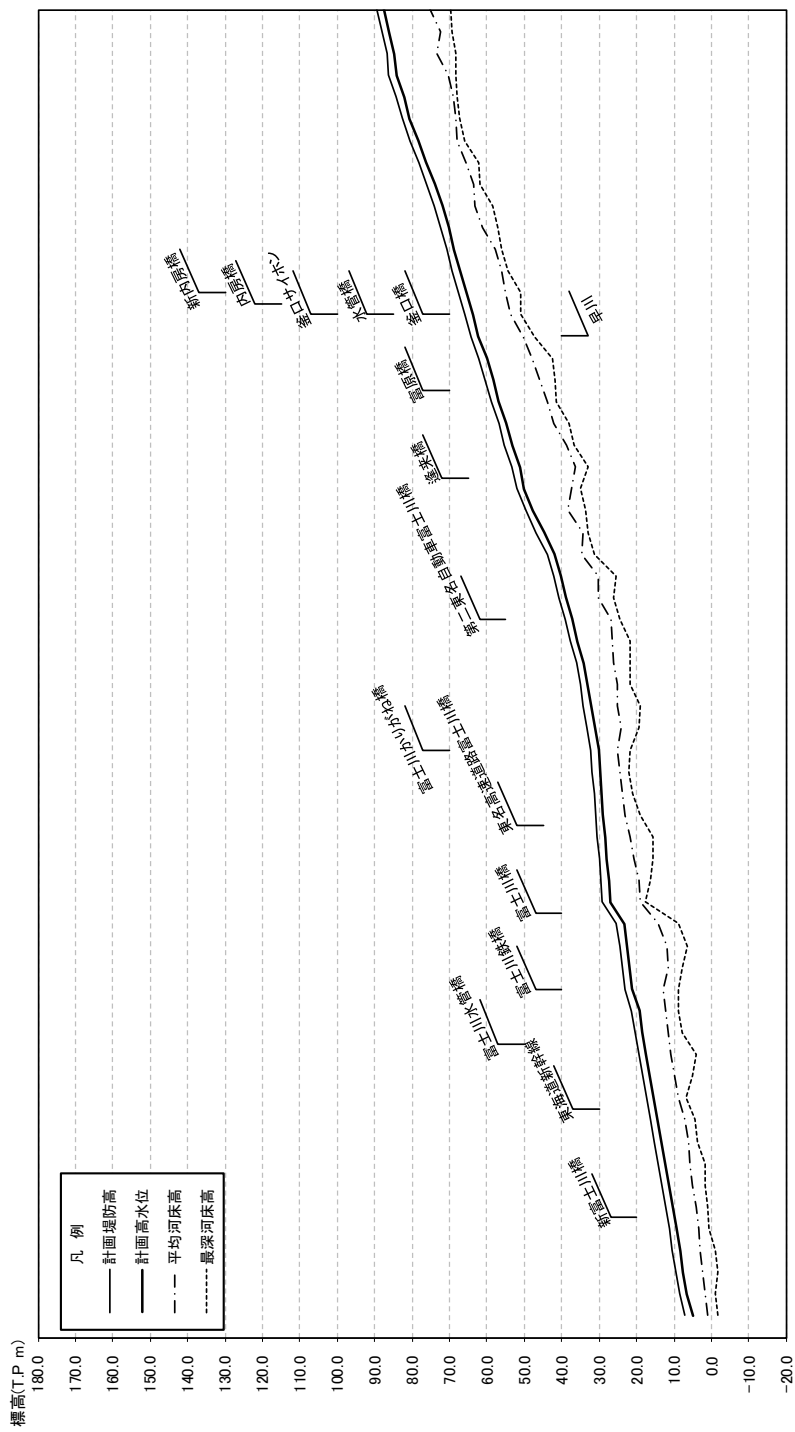
富士川には、信玄堤及びこれに関連する治水施設群や万力林等の水害防備保安林、雁堤など先人と洪水との闘いを物語る歴史的治水施設があり、現在においても治水機能を有している。これらの歴史的治水施設の意義を学び、後世に継承するため、関係地方公共団体との調整を図りつつ、歴史的治水施設及びその周辺の占用等に関し調整を行うとともに、施設管理者の協力を得ながら、施設の維持、保全及び活用を図る。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

11

附図 1 計画諸元表

富士川(H0 ～ H120)



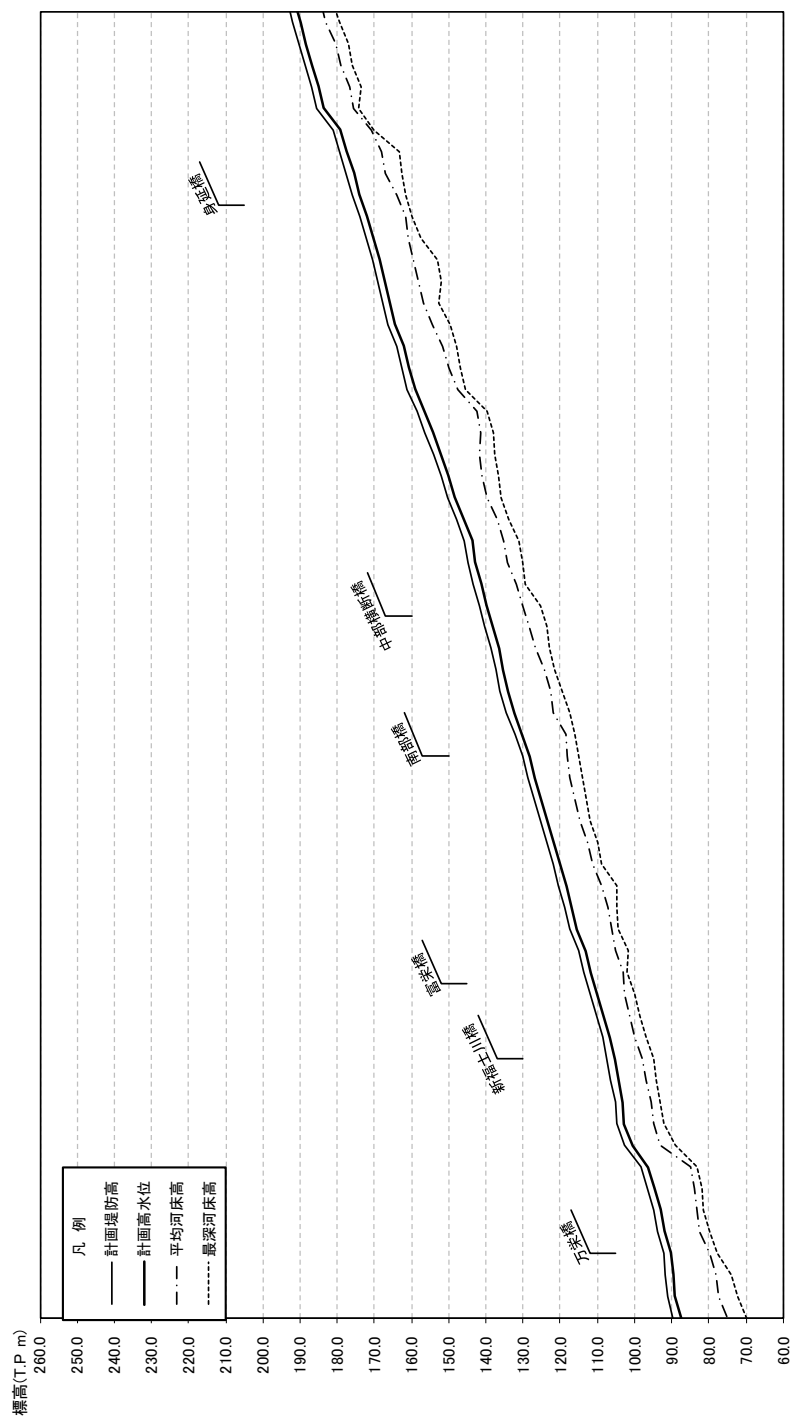
計画水位 (T.P.m)	5.04	6.52	7.48	8.41	9.36	10.33	11.32	12.28	13.31	14.38	15.38	16.37	17.38	18.39	19.35	21.84	22.44	23.40	27.06	27.50	27.96	28.43	28.91	29.35	29.77	30.22	31.19	32.21	33.15	34.02	35.70	37.11	38.89	40.22	41.90	44.76	47.69	50.00	51.19	53.30	54.92	56.80	58.41	60.14	62.23	63.88	65.57	67.24	68.72	70.29	71.98	73.98	76.17	78.43	80.59	82.19	84.17	84.82	86.06	87.56	
計画堤防高 (T.P.m)	7.04	8.52	9.48	10.41	11.36	12.33	13.32	14.28	15.31	16.38	17.38	18.37	19.38	20.39	21.35	23.84	24.44	25.40	29.06	29.50	29.96	30.43	30.91	31.35	31.77	32.22	33.19	34.21	35.15	36.02	37.70	39.11	40.89	42.22	43.90	46.76	49.69	52.00	53.19	56.92	58.80	60.41	62.14	64.23	65.88	67.57	69.24	70.72	72.29	73.98	75.98	78.17	80.43	82.59	84.19	86.17	88.06	89.56			
距離標	H-0	H-2	H-4	H-6	H-8	H-10	H-12	H-14	H-16	H-18	H-20	H-22	H-24	H-26	H-28	H-30	H-32	H-34	H-36	H-38	H-40	H-42	H-44	H-46	H-48	H-50	H-52	H-54	H-56	H-58	H-60	H-62	H-64	H-66	H-68	H-70	H-72	H-74	H-76	H-78	H-80	H-82	H-84	H-86	H-88	H-90	H-92	H-94	H-96	H-98	H-100	H-102	H-104	H-106	H-108	H-110	H-112	H-114	H-116	H-118	H-120
距離標 (km)	0.00	0.32	0.54	0.74	0.95	1.16	1.38	1.59	1.82	2.05	2.27	2.49	2.72	2.94	3.15	3.36	3.60	3.83	4.04	4.22	4.44	4.67	4.90	5.14	5.36	5.57	5.79	6.04	6.31	6.55	6.78	7.21	7.57	8.03	8.37	8.80	9.27	9.75	10.13	10.44	10.99	11.41	11.90	12.32	12.77	13.31	13.74	14.18	14.66	15.12	15.61	16.06	16.51	17.00	17.50	17.97	18.32	18.65	18.92	19.26	19.67

※平均河床高、最深河床高は令和2年時点を示す。

計画諸元表

1
2

富士川(H120～H240)

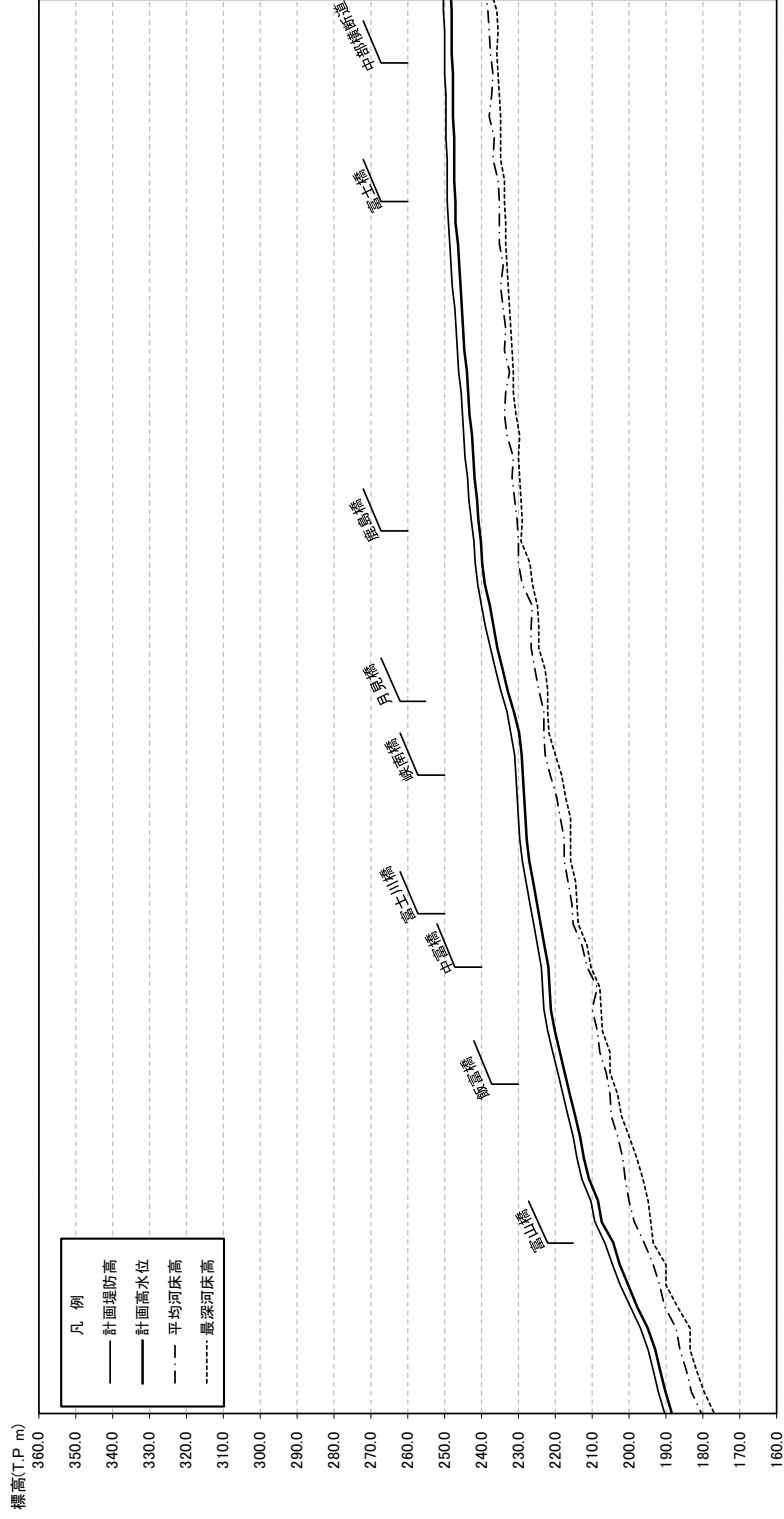


計画高水位 (m) (T.P.)	87.56	89.05	89.67	90.25	91.77	92.97	94.50	96.22	100.63	102.73	103.23	104.32	105.38	106.59	108.30	110.10	111.77	113.09	115.41	116.81	118.44	120.02	121.67	123.30	125.13	126.78	128.16	130.20	132.40	134.13	135.37	136.50	138.27	139.90	141.37	142.93	143.77	146.01	148.39	150.09	152.15	154.30	156.50	159.09	160.66	162.10	164.43	165.79	167.13	168.60	170.24	171.70	173.20	174.98	175.98	177.59	179.20	181.20	183.63	185.63	187.08	188.72	190.31	191.91
計画堤防高 (m) (T.P.)	87.56	89.05	89.67	90.25	91.77	92.97	94.50	96.22	100.63	102.73	103.23	104.32	105.38	106.59	108.30	110.10	111.77	113.09	115.41	116.81	118.44	120.02	121.67	123.30	125.13	126.78	128.16	130.20	132.40	134.13	135.37	136.50	138.27	139.90	141.37	142.93	143.77	146.01	148.39	150.09	152.15	154.30	156.50	159.09	160.66	162.10	164.43	165.79	167.13	168.60	170.24	171.70	173.20	174.98	175.98	177.59	179.20	181.20	183.63	185.63	187.08	188.72	190.31	191.91
距離標	H-120	H-122	H-124	H-126	H-128	H-130	H-132	H-134	H-136	H-138	H-140	H-142	H-144	H-146	H-148	H-150	H-152	H-154	H-156	H-158	H-160	H-162	H-164	H-166	H-168	H-170	H-172	H-174	H-176	H-178	H-180	H-182	H-184	H-186	H-188	H-190	H-192	H-194	H-196	H-198	H-200	H-202	H-204	H-206	H-208	H-210	H-212	H-214	H-216	H-218	H-220	H-222	H-224	H-226	H-228	H-230	H-232	H-234	H-236	H-238	H-240			
距離標 (km)	19.67	20.08	20.49	20.88	21.26	21.56	21.94	22.37	22.77	23.17	23.62	24.00	24.37	24.73	25.15	25.59	26.00	26.33	26.81	27.14	27.53	27.91	28.31	28.70	29.13	29.50	29.82	30.19	30.59	31.00	31.42	31.81	32.19	32.54	32.89	33.33	33.54	33.98	34.45	34.79	35.19	35.57	35.96	36.42	36.74	37.06	37.57	37.87	38.16	38.49	38.85	39.24	39.67	40.03	40.43	40.82	41.23	41.60	42.03	42.44	42.85			

※ 平均河床高、最深河床高は令和2年時点を示す。

計画諸元表

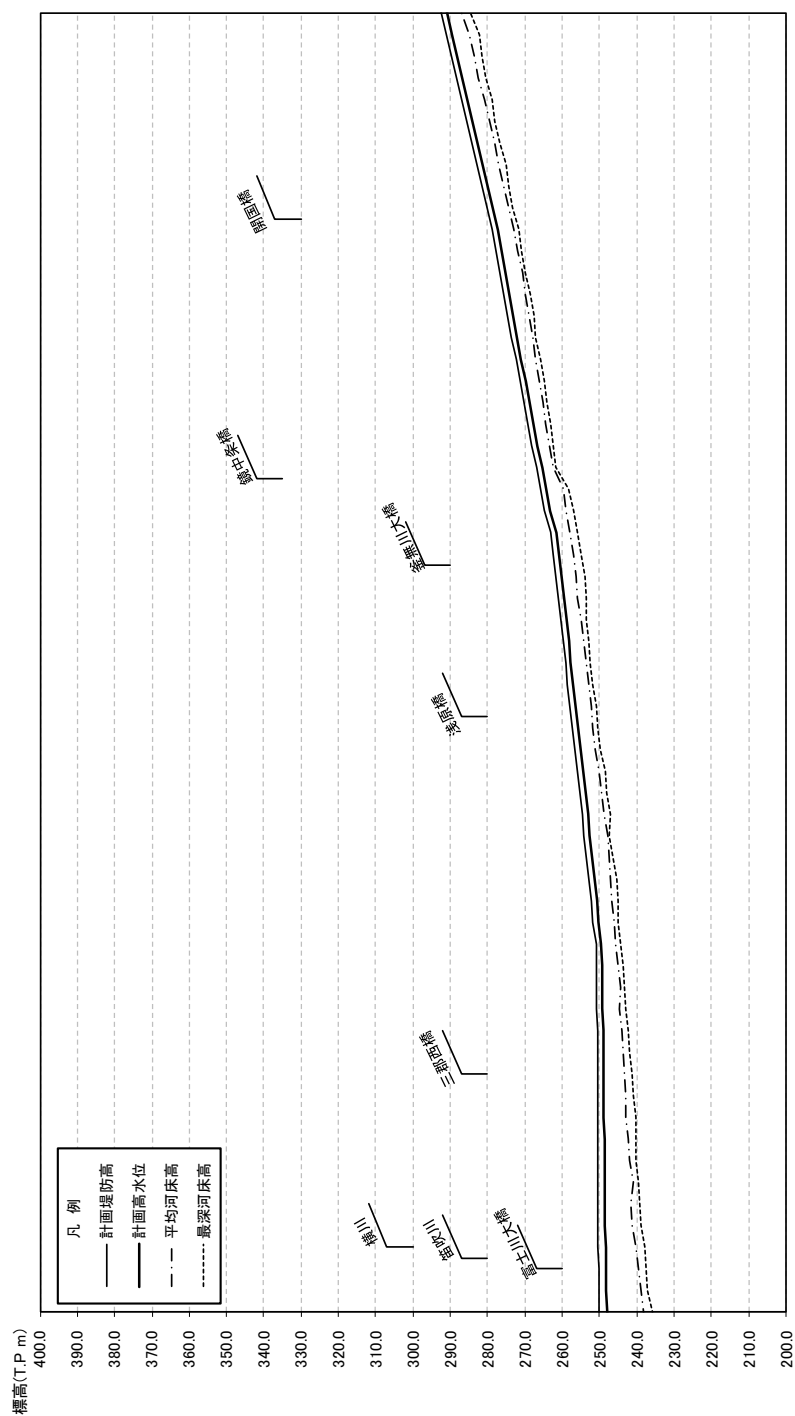
富士川 (H240 ~ K54)



計画高水位 (T.P.m)	計画堤防高 (T.P.m)	距離標	距離標 (km)
189.91	H-240	42.85	
191.44	H-242	43.25	
192.65	H-244	43.56	
194.65	H-246	43.96	
196.89	H-248	44.39	
197.62	H-250	44.80	
200.20	H-252	45.23	
202.33	H-254	45.64	
204.31	H-256	46.16	
207.16	H-258	46.34	
208.25	H-260	46.76	
210.70	H-262	47.09	
212.16	H-264	47.49	
213.12	H-266	47.90	
214.36	H-268	48.29	
215.78	H-270	48.70	
217.30	H-272	49.07	
218.58	H-274	49.50	
220.08	H-276	49.92	
221.02	H-278	50.27	
221.39	H-280	50.66	
222.76	H-282	51.08	
224.76	H-284	51.47	
226.76	H-286	51.90	
227.88	H-288	52.31	
228.95	H-290	52.70	
229.55	H-292	53.07	
229.90	H-294	53.49	
228.24	H-296	53.88	
228.58	H-298	54.28	
228.93	H-300	54.69	
229.77	H-302	55.10	
231.07	H-304	55.50	
232.63	H-306	55.93	
234.63	H-308	56.31	
236.04	H-310	56.73	
237.60	H-312	57.13	
238.73	H-314	57.48	
239.71	K-0	57.67	
240.90	K-2	57.93	
241.54	K-4	58.14	
242.62	K-6	58.36	
243.20	K-8	58.59	
241.20	K-10	58.85	
243.82	K-12	59.02	
244.19	K-14	59.22	
245.08	K-16	59.47	
245.49	K-18	59.70	
243.97	K-20	59.98	
246.37	K-22	60.17	
247.27	K-24	60.37	
248.06	K-26	60.62	
247.69	K-28	60.86	
248.06	K-30	61.07	
248.35	K-32	61.24	
248.83	K-34	61.51	
249.05	K-36	61.71	
249.15	K-38	61.90	
249.26	K-40	62.12	
249.36	K-42	62.31	
249.47	K-44	62.52	
249.62	K-46	62.82	
249.74	K-48	63.04	
249.85	K-50	63.26	
249.96	K-52	63.47	
250.07	K-54	63.69	

※平均河床高、最深河床高は令和2年時点を示す。

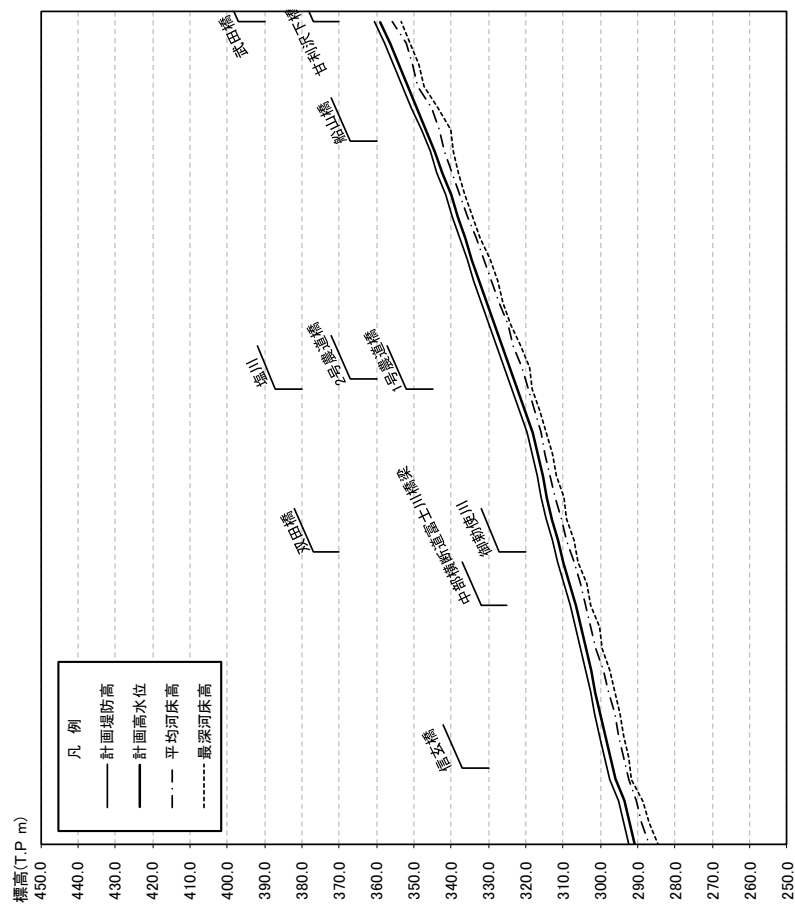
計画諸元表

[illegible]

計画諸元表

1
2

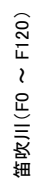
2

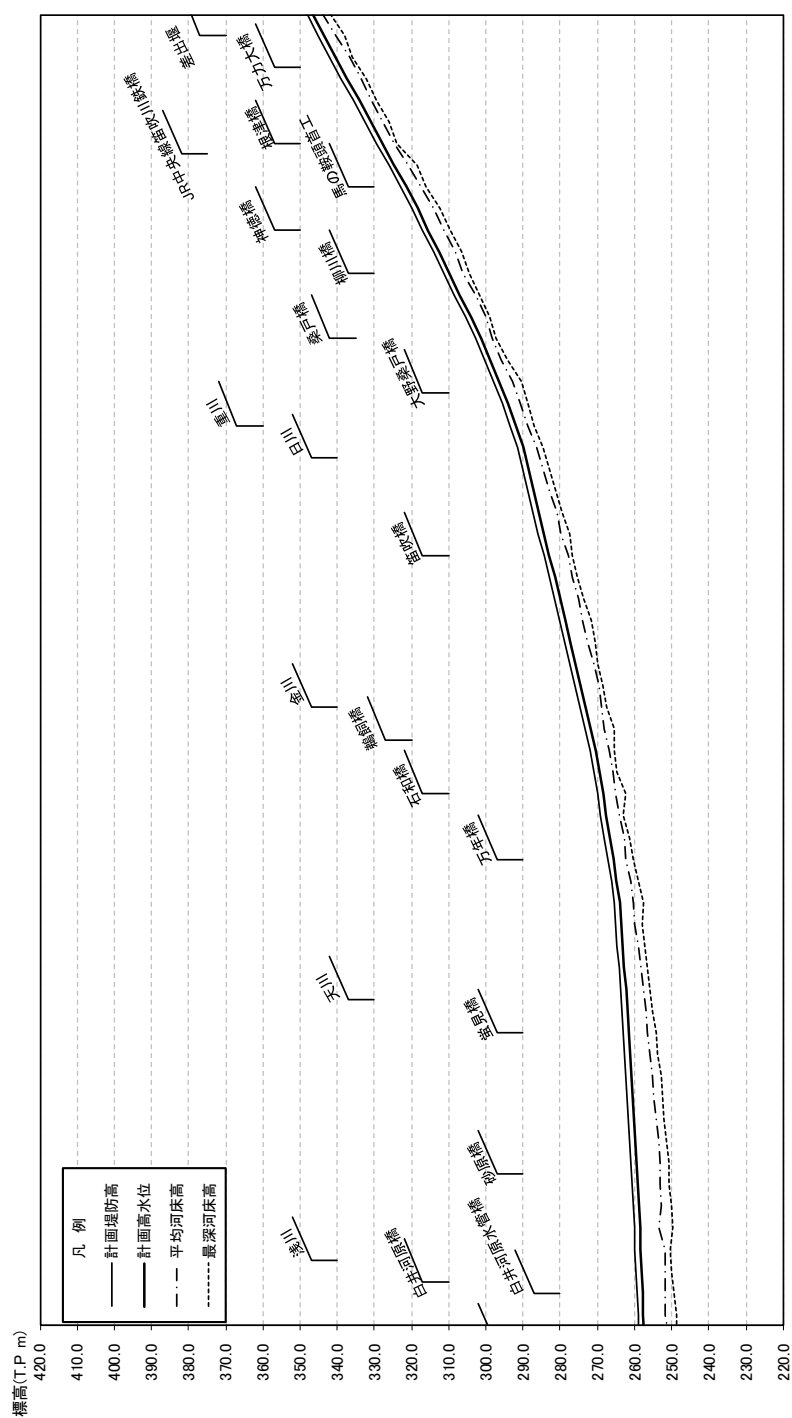
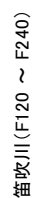


距離標 (km)	距離標	計畫堤防高 (T.P.(m))	計畫高水位 (T.P.(m))
76.49	K-174	292.43	290.93
76.71	K-176	293.79	292.26
76.95	K-178	296.26	293.76
77.17	K-180	297.44	295.94
77.39	K-182	298.82	297.32
77.61	K-184	300.13	298.63
77.83	K-186	301.47	299.97
78.05	K-188	302.79	301.29
78.23	K-190	304.01	302.51
78.40	K-192	305.24	303.74
78.58	K-194	306.59	305.09
78.72	K-196	307.94	306.44
78.96	K-198	309.74	308.24
79.22	K-200	311.59	310.09
79.42	K-202	312.90	311.40
79.68	K-204	314.57	313.07
79.93	K-206	315.78	314.28
80.12	K-208	317.00	315.50
80.35	K-210	318.35	316.85
80.58	K-212	319.64	318.14
80.81	K-214	321.77	320.27
81.04	K-216	323.82	322.32
81.26	K-218	325.81	324.31
81.50	K-220	327.79	326.36
81.73	K-222	329.86	328.39
81.95	K-224	331.88	330.38
82.17	K-226	333.90	332.40
82.38	K-228	335.84	334.34
82.60	K-230	337.83	336.33
82.82	K-232	339.70	338.20
83.04	K-234	341.60	340.10
83.26	K-236	343.70	342.20
83.48	K-238	345.70	344.20
83.70	K-240	348.11	346.61
83.93	K-242	350.54	349.04
84.18	K-244	352.97	351.47
84.42	K-246	355.37	353.87
84.65	K-248	357.66	356.16
84.88	K-250	360.39	358.89

※平均河床高、最深河床高は令和2年時点を示す。

計画諸元表





站名	站址	站址	站址
13.25	F-120	259.11	257.61
13.47	F-122	259.36	257.86
13.70	F-124	259.61	258.11
13.92	F-126	259.84	258.34
14.13	F-128	260.00	258.50
14.34	F-130	260.32	258.82
14.55	F-132	260.65	259.15
14.75	F-134	260.93	259.43
14.98	F-136	261.25	259.75
15.21	F-138	261.57	260.07
15.44	F-140	261.88	260.38
15.65	F-142	262.29	260.79
15.88	F-144	262.68	261.18
16.09	F-146	263.08	261.58
16.30	F-148	263.46	261.96
16.51	F-150	263.86	262.36
16.72	F-152	264.24	262.74
16.94	F-154	264.64	263.14
17.16	F-156	265.04	263.54
17.38	F-158	265.44	263.94
17.59	F-160	265.80	264.30
17.83	F-162	266.20	264.70
18.06	F-164	266.65	265.15
18.29	F-166	267.08	265.58
18.52	F-168	270.00	268.50
18.76	F-170	270.92	269.42
19.00	F-172	271.84	270.34
19.20	F-174	272.22	271.72
19.45	F-176	274.60	273.10
19.63	F-178	275.98	274.48
19.83	F-180	277.36	275.86
20.02	F-182	278.74	277.24
20.21	F-184	280.12	278.62
20.43	F-186	281.56	280.06
20.63	F-188	283.00	281.50
20.83	F-190	284.44	282.94
21.03	F-192	285.88	284.38
21.25	F-194	287.32	285.82
21.47	F-196	288.70	287.20
21.67	F-198	290.07	288.57
21.86	F-200	291.45	289.95
22.13	F-202	293.48	291.98
22.32	F-204	295.50	294.00
22.51	F-206	297.93	296.43
22.70	F-208	300.37	298.87
22.87	F-210	302.79	301.29
23.06	F-212	305.63	304.13
23.25	F-214	308.48	306.98
23.68	F-216	311.32	309.82
23.88	F-220	317.01	315.51
24.06	F-222	318.85	318.35
24.27	F-224	322.02	321.52
24.47	F-226	326.20	324.70
24.68	F-228	329.37	327.87
24.87	F-230	332.55	331.05
25.07	F-232	335.72	334.22
25.27	F-234	338.90	337.40
25.51	F-236	342.07	340.57
25.70	F-238	345.25	343.75
25.85	F-240	348.42	346.92

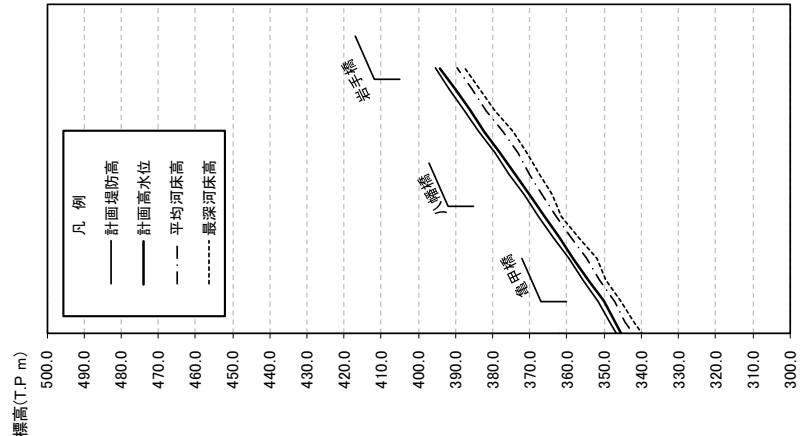
※平均河床高、最深河床高は令和2年時点を示す。

計画諸元表

1

2

笛吹川(F240～F264)



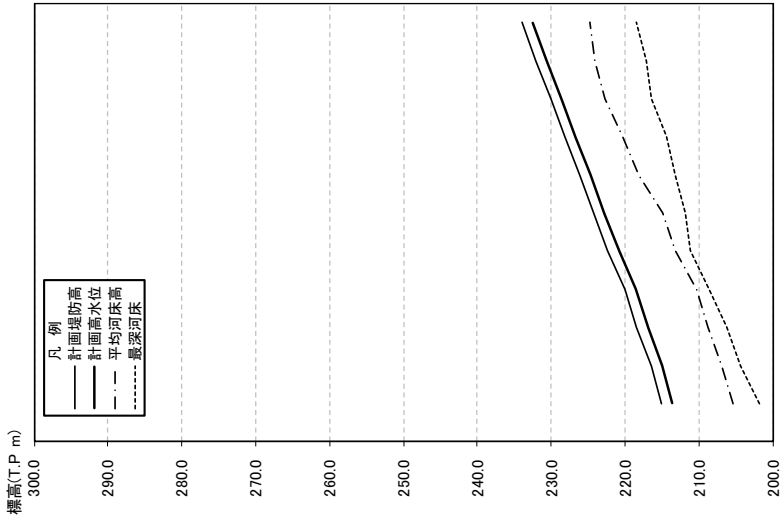
計画高水位 (T.P.m)	346.92	350.09	354.19	358.13	362.16	366.17	370.09	374.20	378.00	382.21	386.13	390.09	394.09
計画堤防高 (T.P.m)	348.42	351.59	355.69	359.63	363.66	367.67	371.59	375.70	379.50	383.71	387.63	391.59	395.59
距離標	F-240	F-242	F-244	F-246	F-248	F-250	F-252	F-254	F-256	F-258	F-260	F-262	T-264
距離標 (km)	25.85	26.07	26.28	26.48	26.68	26.88	27.07	27.28	27.48	27.70	27.89	28.09	28.30

※平均河床高、最深河床高は令和2年時点を示す。

計画諸元表

1
2
3

早川(HY0～HY13)

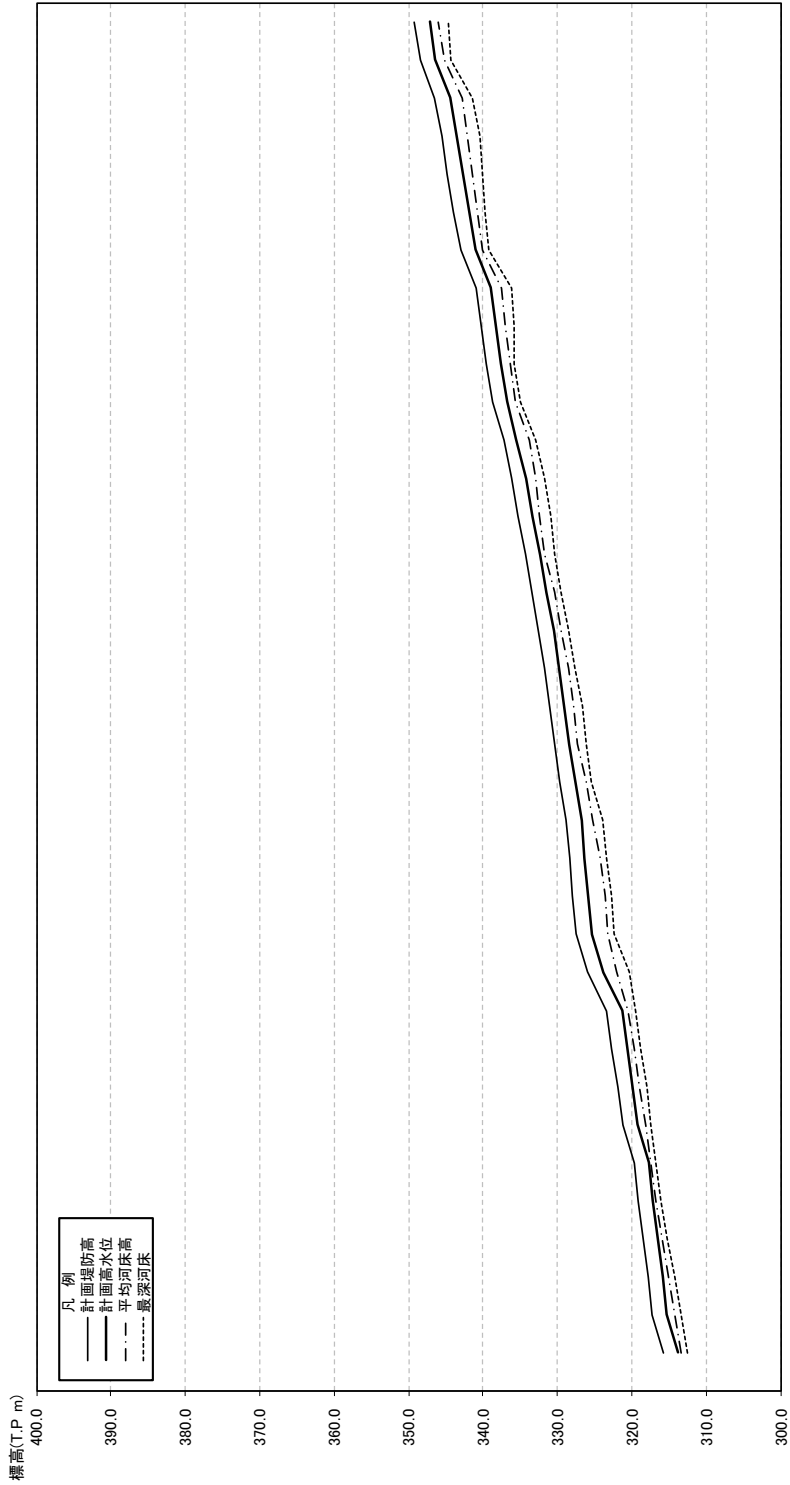


計画高水位 (T.P.m)	213.60	215.10	216.50	216.94	218.44	220.09	222.33	224.28	226.22	228.17	230.11	232.06	234.00	232.50
計画堤防高 (T.P.m)	213.60	215.10	216.50	216.94	218.44	220.09	222.33	224.28	226.22	228.17	230.11	232.06	234.00	232.50
距離標	HY3	HY4	HY5	HY6	HY7	HY8	HY9	HY10	HY11	HY12	HY13			
距離標 (km)	0.22	0.37	0.58	0.76	1.02	1.18	1.41	1.60	1.77	2.01	2.22			

※平均河床高、最深河床高は令和2年時点を示す。

計画諸元表

御勅使川(M-8 ~ M-43)

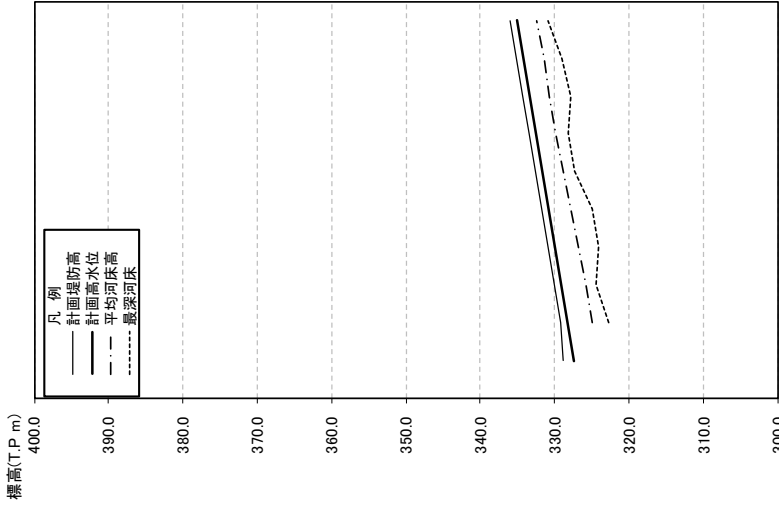


計画高水位 (T.P.m)	計画堤防高 (T.P.m)	距離標	距離標 (km)
349.20	315.77	M-8	0.42
348.40	317.37	M-9	0.47
346.47	317.87	M-10	0.51
345.58	318.50	M-11	0.56
344.76	319.14	M-12	0.61
343.93	319.73	M-13	0.67
342.98	321.18	M-14	0.71
340.98	321.86	M-15	0.76
340.28	322.66	M-16	0.82
339.63	323.37	M-17	0.87
338.76	325.90	M-18	0.91
337.25	327.44	M-19	0.97
336.24	327.93	M-20	1.02
335.31	328.35	M-21	1.07
334.37	328.78	M-22	1.11
333.45	329.64	M-23	1.17
332.55	330.43	M-24	1.22
331.79	331.12	M-25	1.27
330.43	331.79	M-26	1.31
329.43	332.55	M-27	1.37
328.76	333.45	M-28	1.43
327.25	334.37	M-29	1.48
326.24	335.31	M-30	1.54
325.90	336.24	M-31	1.59
324.44	337.25	M-32	1.64
323.37	338.76	M-33	1.68
322.66	339.63	M-34	1.74
321.86	340.28	M-35	1.78
321.18	340.98	M-36	1.83
319.73	342.98	M-37	1.89
319.14	343.93	M-38	1.94
318.50	344.76	M-39	1.99
317.87	345.58	M-40	2.03
317.37	346.47	M-41	2.08
316.77	348.40	M-42	2.13
315.77	349.20	M-43	2.18

※平均河床高、最深河床高は令和2年時点を示す。

計画諸元表

塩川(S-2 ～ S-11)

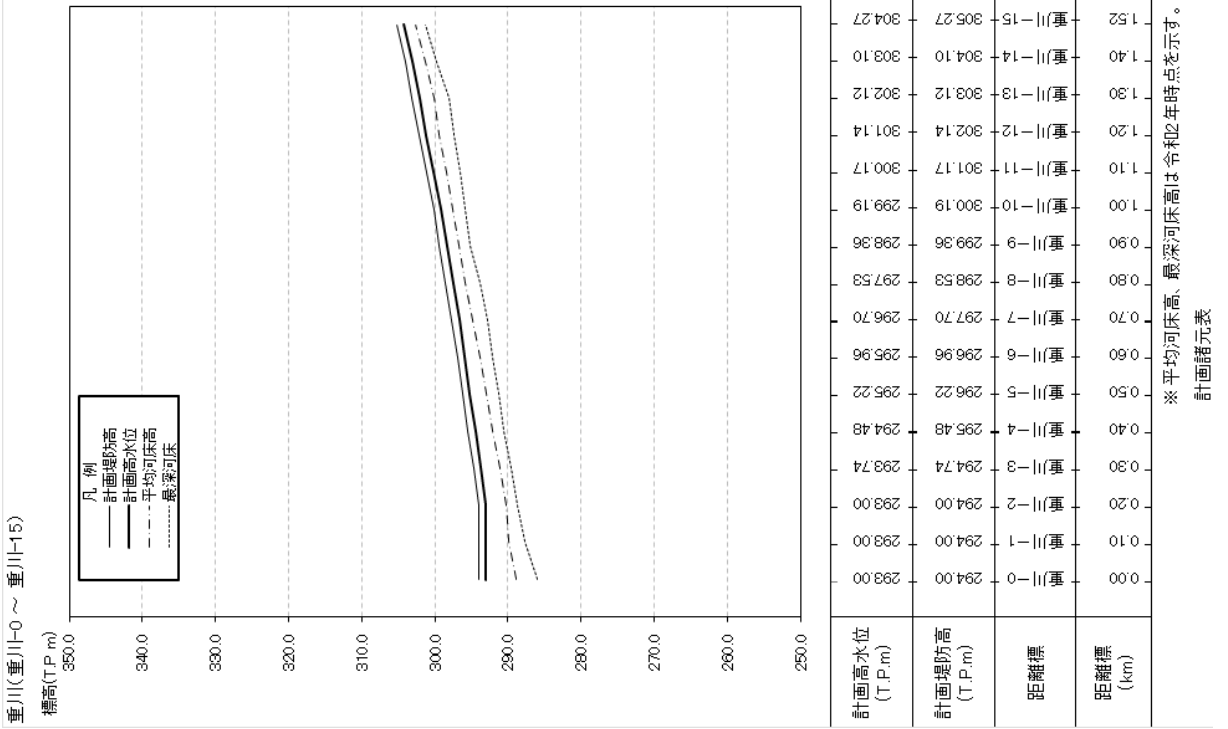
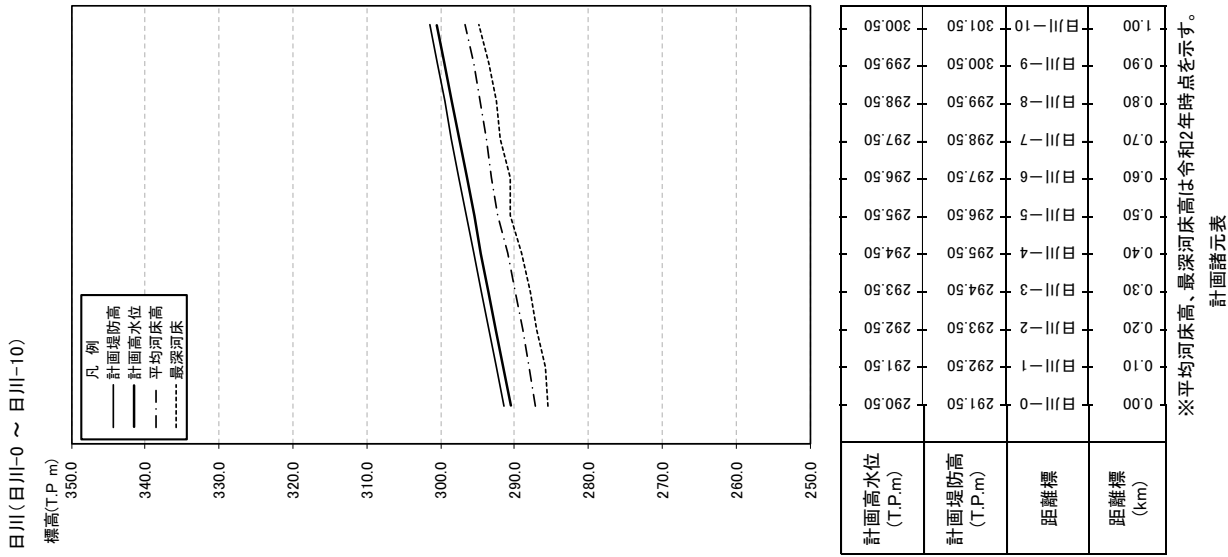


計画高水位 (T.P.m)	327.33	328.83	329.25	329.12	329.95	330.80	331.64	332.48	333.32	334.16	335.08
計画堤防高 (T.P.m)	328.83	329.25	330.12	330.95	331.80	332.64	333.48	334.32	335.16	336.08	
距離標	S-2	S-3	S-4	S-5	S-6	S-7	S-8	S-9	S-10	S-11	
距離標 (km)	0.2	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	

※平均河床高、最深河床高は令和2年時点を示す。
計画諸元表

1

2



3

4

5

6

7

8

9

10

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

11

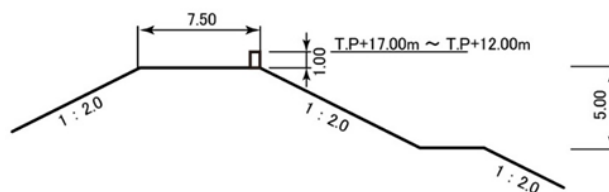
12

附图 2 堤防断面形状图

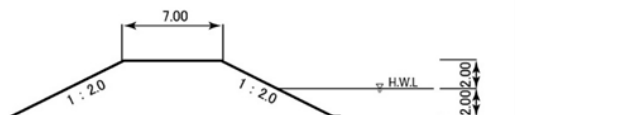
堤防断面形状図

富士川河口部高潮堤防

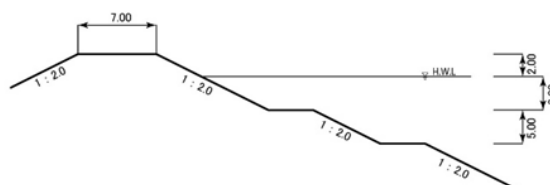
高潮堤防：河口から新富士橋まで（左岸 H10、右岸 H8）



富士川下流部（H10～H38）

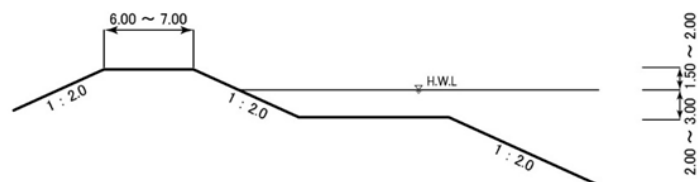


富士川下流部・中流部（H38～K55）



釜無川（K55～k250）

笛吹川（F0～F264）



※各河川(区間)における、標準的な堤防の断面形状を示す。

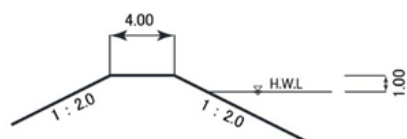
※流水の作用から堤防を保護する必要がある箇所については、必要に応じて護岸等を設置する。

※堤防諸元に“～”が記載されている場合は、すりつけ区間を含む。

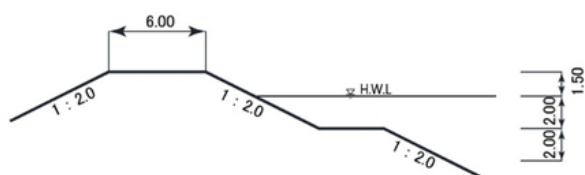
※浸水防止対策については、標準的な堤防の断面形状によらず実施する。

1

塩川、御勅使川、日川、重川



早川



※各河川(区間)における、標準的な堤防の断面形状を示す。

※流水の作用から堤防を保護する必要がある箇所については、必要に応じて護岸等を設置する。

2

3

4

5

6

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

附図 3 洪水対策等に関する施行の場所

洪水対策等に関する施工の場所 [富士川]

